

衆議院 第一百五十回国会 科学技術委員会 議 録 第 四 号

平成十二年十一月十四日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 古賀 一成君

理事 奥山 茂彦君 理事 塩崎 恭久君

理事 高市 早苗君 理事 水野 賢一君

理事 榑床 伸二君 理事 平野 博文君

理事 齊藤 鉄夫君 理事 菅原喜重郎君

岩倉 博文君 理事 木村 隆秀君

河野 太郎君 田中眞紀子君

渡海紀三朗君 林 省之介君

松野 博一君 村上誠一郎君

近藤 昭一君 城島 正光君

津川 祥吾君 山谷えり子君

江田 康幸君 吉井 英勝君

北川れん子君 中村喜四郎君

科学技術政務次官

渡海紀三朗君

参考人 町野 朔君

参考人 西川 伸一君

参考人 菅根 一雄君

参考人 最相 葉月君

参考人 御興久美子君

参考人 菅根 一雄君

委員の異動

十一月十四日

補欠選任

村上誠一郎君

河野 太郎君

山名 靖英君

江田 康幸君

同日

補欠選任

辞任

第一類第十五号

科学技術委員会議録第四号

平成十二年十一月十四日

河野 太郎君 村上誠一郎君
江田 康幸君 山名 靖英君

十一月十三日

脱原発への政策転換に関する請願(石井郁子君紹介(第二二七号))

同(大森猛君紹介(第二二八号))

同(木島日出夫君紹介(第二二九号))

同(穀田恵二君紹介(第二三〇号))

同(中林よし子君紹介(第二三二号))

同(矢島恒夫君紹介(第二三三号))

同(吉井英勝君紹介(第二三三三号))

同(今川正美君紹介(第二二八九号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

同(中西績介君紹介(第二二九〇号))

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。両案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を聞かせいただき、審査の参考にしたいと存じますので、よろしく御意見を申し上げます。

次に、議事の順序でございますが、町野参考人、西川参考人、最相参考人、御興参考人の順に、お一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきます。

なお、念のため申し上げますが、御発言はすべてその都度委員長の許可を得てお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑ができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、まず町野参考人をお願いいたします。

○町野参考人 町野でございます。

私は、科学技術会議生命倫理委員会のクローン小委員会、それからヒト胚研究小委員会の委員として、また途中から、科学技術会議生命倫理委員会の委員としても、先般この委員会において参考人として意見を述べられました岡田善雄先生、本日の西川伸一先生などと御一緒に、クローン問題の法的規制に関する審議に参画してまいりましたので、これらの審議の経緯を踏まえながら、法的規制の必要性、そのあり方等に関して、若干の意見を述べさせていただきますと思います。

人クローン個体の産生が禁止されるべき行為であるということは、だれもが認めるところでございまして、議論の出発点は、これを法律、特に刑罰によつて規制すべきかということでございまして、現在では産科婦人科学会が幾つかの重要な会告を出しております。このような科学者、医学者等の研究者集団の自主規制にゆだねることで十分であるという見解もあり得ました。しかし、多くの人たちは、それだけでは十分でないと考えておりました。クローン小委員会では、行政的なガイドラインによる規制だけで十分であつて、それ以上に法律によってあえて介入する必要があるという見解もかなり有力でございました。

しかし、人クローン個体等の産生を有効に禁止しようとするのなら、やはり強制力を持つ法律によらなければならぬと考えられます。人クローン個体の作成は、設備としてもそれほどのものを必要とするわけではなく、技術的にもかなり容易であるというぐあいになっております。しかも、実際にこれを実行しようとする人たちが公然と名乗りを上げていく状況でございます。法的規制は、かなり急がれている状況であると思われまふ。外国から日本にきた人たちが、日本国内のアウトサイダーの人たちには、自主規制には期待することはできませんし、行政指導も恐らくは効果がなないと思われまふ。また、このような生命倫理の根幹にかかわる問題は、国民の意見を集約すべきこの国会が法律によつてやはり規定すべきことであつて、行政庁に任せてそのガイドラインの運用によるということでは不十分であるというぐあいに思われまふ。

このようなことから、クローン小委員会は、クローン、キメラ、ハイブリッド個体の産生を目的とする行為は法律によつて処罰することとし、それに連なり得る行為、つまりクローン、キメラ、ハイブリッド胚及びこれに類似する胚の作成については、行政的指針による規制を行うにとどめることとしたわけです。

後からほかの先生方によつても説明されると思いますが、これらの胚、これは政府案では四条一項の特定胚と名づけられていますが、その作成、

使用は、医療技術的に多くの有用性があると思われる。これを一律に禁止することなく、行政規制によって倫理的に妥当な範囲で科学研究を進めようとするものでございます。

もう一つのさらに重要な問題は、これらの個体産生を法によって禁止、処罰することが許されるなら、それはどのような理由からであろうかということでございます。

おおよそ、倫理的に不当であるという一事をもつて、法によって行為を禁止し、さらに処罰することはできません。法と倫理とはやはり違います。行為が人々の利益を侵害するときに初めて、法による禁止の問題となります。したがって、いかなる被害を理由として、別の言葉で言いかえますと、行為のいかなる反社会性を理由として、その行為を法によって禁止するのか、禁止することが許されるのかということでございます。そして、この点についての考え方の相違が、禁止、処罰されるべき行為の範囲にも影響を持つことになりました。

本日の、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案、以下これを政府案と呼ばさせていただきます。それと、ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案、以下これを民主党案と呼ばさせていただきますが、その両者の対立の要点は、ここにあるのだと思われま。

クローン技術によって生まれてくる子供たちには障害が生ずることが予想されます。また、このような手段による人の生命の誕生は、親子関係、家族関係にも混乱をもたらすことが必至であると思われる。さらに、特定の人と遺伝的形質を同じくする人間を意図的につくり出し、人を育種するという優生学的理由で乱用されるおそれがあります。これは人間を専ら手段として扱うことであり、憲法十三条の保障する個人の尊重の理念に反することです。

これらの弊害あるいは反社会性は、遺伝子工学の人間への適用、他の生殖補助医療技術の乱用によっても生じ得るものでもあります。しかし、ヒ

トクロンの産生には、特定の個人の遺伝的形質を複製するということによって個人の尊厳を侵害するという、この行為に特有の問題があります。おおよそ個人は、独自の人格を持った一回限りの存在として尊重されなければなりません。憲法十三条、二十四条の言う個人としての尊重、個人の尊厳も、当然にこのことを含むものと考えられます。

人為的に特定の個人と遺伝的形質が同一の人をつくり出そうとする行為は、両者の個人の持つ尊厳を侵害する行為でもあります。そして、このような事態を放置する国では、個人の尊厳という理念が守られていないということにもなります。国家がこの理念を尊重しようとするのなら、人クローン個体をつくらうとする行為を禁止しなければならぬというぐあいと思われま。

カメラ、ハイブリッドについても以上と同様のことが言えます。しかし、これら個体の作成には、人とそれ以外の動物との境界をあいまいにするという、さらに大きい問題があります。社会は人間が構成するという建前で存在いたします。人と動物とのカメラ、ハイブリッドを作成する行為は、この境界線を崩し、人間の種としてのアイデンティティーをあいまいにしようとする行為であり、やはり許容することはできないと思われま。

クローン、カメラ、ハイブリッド個体の産生が、人間の尊厳に反する等々といったしまして、近代生命医療技術のもたらし得る最大の害悪とされる理由も、実はここにあるものと思われま。

クローン小委員会の報告も、クローン、カメラ、ハイブリッド個体産生の害悪を以上のようなものと考え、その産生行為を核心とした法的規制を行うべきだとしたものでした。生命倫理委員会もこの報告を是認いたしました。そして、政府提案も、これら個体産生の試みを処罰される行為としたしまして、これは三条、十六条でございますが、そこまで至らない特定胚の作成、使用、管理については、行政的な監視を行うにとどめました。これは四条以下です。また、いわゆる受精卵クロンの作成行為は処

罰しないこととしています。政府案では、受精卵クロン胚はヒト胚分割胚として特定胚に含まれています。これに對しまして、民主党案では、これを処罰するものとしたしております。このようなものは、いわば一卵性双生児を人為的に作成する行為でありまして、その倫理的妥当性に問題を生じさせることはありますけれども、政府案では、存在する個人をコピーするというクローン人間の作成行為ではないと考えたからであると思われま。

さらに、ヒト同士のカメラあるいはハイブリッドというものも、これはハイブリッドについては当然のことですが、処罰することとしたしております。これは、先ほど申し上げましたとおり、人と動物とのカメラをつくるというのは人という種のアイデンティティーを侵害するからであるという考え方ですから、ヒト同士のカメラを処罰しないということにしたのは、このような理由からでございます。

クローン小委員会においても、生殖医療補助技術の規制あるいはヒト胚の保護の観点から広く問題を考えるべきであって、クローン個体等の産生だけを考えるのは問題を矮小化するものだという意見がございました。民主党案が、人の生命の萌芽であるヒト胚の保護、人配偶子の提供の規制を主張いたしました。クローン、カメラ、ハイブリッド個体産生を処罰し、生殖補助医療及び生殖補助医学研究におけるヒト胚の作成及び利用の規制に關して、附則におきまして三年以内の検討を促しているというのも、このような考え方によるものだと思われま。

もつとも、生殖医療補助技術の規制の問題とヒト胚保護の問題とは違う次元に属します。クローン、カメラ、ハイブリッド個体の産生も、人の生命を侵害するものではなく、むしろそれを創造する行為だと言えます。カメラ、ハイブリッド個体の作成のときにはヒト胚の侵害を伴うこともありましようが、クローン個体の産生についてはそのようなことはありません。そうすると、これらの

個体産生の規制は、ヒト胚保護の観点からではなく、生殖補助医療の規制の観点によらざるを得ないこととなります。民主党案がクローン個体等の規制をヒト胚の保護とは別のものとして扱っているのはこのためでありましよう。

また、ヒト胚をみだりに作成する行為自体は、ヒト胚という生命を生み出す行為ではありませんが、その生命を毀損する行為ではありません。ヒト胚の生命は、そこからES細胞を作成するなど、それを使用する場合に初めて侵害されるのです。そのために、幾つかの国の法律は、単なるヒト胚の作成ではなく実験目的でヒト胚を作成する行為を禁止しているのです。

しかし、民主党案は、生殖補助医療の目的の場合だけでなく、それに係る医学研究の目的でのヒト胚の作成には規制を加えず、その使用にも制限を設けていません。これは、ヒト胚の保護という原則からは外れているということになります。もし、前者、すなわち生殖補助医療目的での胚の作成が自由でなければならない以上、後者、すなわちそのための研究目的での胚の作成もそうでなければならぬと考えたとすれば、生殖医療規制の問題とヒト胚保護の問題との混同があるということにもなります。

さらに、そもそもこの両者を法的規制の根拠とすること自体にも大きな問題があります。

人工授精等の生殖補助医療に關して、何らの法的規制も現在日本では行われておりません。この状態でクローン等の産生だけを処罰しようとするならば、それに他の生殖補助技術には存在しない固有の反社会性、利益侵害があるということではなければならないと思われま。そういたしますと、それはクローン小委員会、生命倫理委員会の考え方にはかならないということになります。

他方、クローン等の産生だけでなく、それ以外のすべての不当と思われる生殖医療補助技術を処罰すべきだと思われま。さらに議論を続けなければならぬと思われま。それは先の話で、今はまだ、まずクローン等だけを規制しようとする

のなら、さきに述べましたとおり、クローン個体産生等に固有のやはり不当性ということを明らかにしなければならないというぐあいだと思います。

また、ヒト胚は人の生命の萌芽であるからそれを乱用してはならないという理由でそのような行為を法的に規制、処罰することにも、現在の我が国の法律状態では妥当性を欠くように思われます。

御存じのように、我が国では母体保護法指定医による妊娠中期までの中絶は事実上自由です。もちろん法的には、多くの人工妊娠中絶は母体保護法の要件を満たしていない違法な行為だとも言えます。しかし、幼い胎児の生命が侵害されている状態が国によって放置され、あるいは甘受されているということには変わりはありません。そのような状態をそのままにしておいて、胎児と言えるまでも育っていないヒト胚の侵害を生命の侵害として新たに処罰することは、到底フェアなこととは言えないように思われます。そうかといつて、母体保護法を厳格に執行して、違法と思われる人工妊娠中絶をすべて刑法上の業務上墮胎として処罰すべきだとすることは、到底できないことだろうと思います。

ヒト胚を恣意的に操作する、それを毀損するなどの乱用を法的に禁止すべきだとしたなら、それは、当該具体的な人の生命の侵害がそこにあることだけが理由ではなく、それがおよそ人間の生命の尊厳に対する不当な態度であるということしかあり得ないと思えます。そして、それが本当に法による対応が必要な犯罪なのかということについては、さらに議論が続けられなければならないと思います。

以上で、私の話を終わりにしたいと思います。御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○古賀委員長 ありがとうございます。

次に、西川参考人をお願いいたします。

○西川参考人 京都大学の西川です。

レジュメでクローン法についてというのをお渡ししていると思いますが、これに基づいてお話ししたいと思います。

それで、まず全般的な問題ですが、私は科学者の立場を主に強く押し出した視点でちよつと述べてみたいと思います。

例えば遺伝子組み換え技術のように、今まで技術そのものが人類の健康や安全に脅威を及ぼすと考えられていた問題があつて、こういうものは当然規制の対象となつて議論されてきたわけですが、ところが、今回のクローン法の問題を考えてみますと、例えば人類全体に対する安全性の懸念ではなくて、医学、生物学の成果、あるいはその活動そのものがこれまでの社会規範といったものに脅威となるという可能性について、しかも、科学者と社会が懸念を共有したという部分に特徴があるのではないかと思っています。

もともと生物学の研究というのは、私から見ても生命操作と切り離すことができないという特徴を持っています。ですから、今回の法案の最も重要な点というのは、特に科学者側から考えて、それぞれの活動を社会に開示する仕組みをつくるという、その一点にあるのではないかと思っています。

まず、このクローン法案がどのようにして考えられてきたか。日本だけではなくていろいろな国で考えられてきたわけですが、その歴史的な問題について若干述べたいと思います。

クローン法に至る最も大きな契機になったのは、ロスリン研究所のウィルムットさんがクローン羊が可能であるということとをネーチャーに報告した時点です。しかも、大事なポイントはこの報告があつた同じ号のネーチャーで、専門家がこの技術の社会に対する問題点に対して指摘をし、しかも懸念を共有しているということなんです。ですから、たまたまパブリケーションされたものに対してアーギュメントがされたんじゃないで、科学者がまずそのインパクトについて認識して、それを社会に提示したという一つの例ではないかと思っています。

今後、新しい技術がどんどんと生命科学から生まれてくると思いますが、私、不遜と言

われても、この問題を最初に議論するのは、当然その専門家と言われている人間ではないかと思えます。ですから、こういうことが予想される社会においては、自分自身の活動の社会に対するインパクトについて自発的に開示するということが、その専門家あるいは研究者に対して一番重要な倫理規範として提示されるものだろうと思います。

それで、今回のクローン法、日本のクローン法について考えますと、確かに、ヒト胚の扱いについて法的な取り組みが各国で異なつておつたという問題で、さまざまな違いが出たために、日本とイギリスあるいはドイツという形で一見取り組みが異なるように思われますが、体細胞クローンという問題がこれまで私たちが文化として持つてきた社会の規範に対して脅威になるという点に関しては、各国とも脅威として懸念を共有するところになつていくわけですね。

一応クローンの歴史的な問題はこれで終わります。次に、では生殖医療全体を包括的に扱った方がいいのかどうか。特にこれは民主党案で強調されている点だと思ひます。

残念ながら我が国には、イギリスのHFE一九九〇年アクトと言われているような基礎となる法案はありません。これが現在の議論における不幸の始まりであることは言うまでもないと思ひます。しかし、今回、先ほど私が述べましたように、一つは社会規範に対する脅威として受けとれる範囲を明確にするという目的をこのクローン法案に付与するとすると、例えば現在行われている生殖医療を包括するような内容をつけ加えることが本当に可能かどうかというの、私自身は、かなり疑問ではないか。特に、一万例も体外受精が現在も行われているということを見ると、難しいような気がします。

振り返つてみますと、イギリスの一九九〇年アクトというものを持たない私たちの一つの反省は、なぜかといひますと、まず試験管ベビーが可能になったときに、医者を含む専門家がこれに関する問題を提起しなかったことはもう明らかであ

ります。さらに、社会そのものが専門家に対して不信を持ったまま、しかしこれが医療として行われたために、プライバシーの壁に阻まれて、専門家に對してなかなかプロセスの開示を要求できなかったという点も、不幸な歴史だといふふうに考えて、痛烈に反省すべきであらうと思ひつています。

しかし、今回のクローン法に伴う針灸策定のときに、幸いにも、私自身が見た限りでは、このヒト胚を用いる研究についての情報開示のワンス・テップというモデルはでき上ると思ひます。もちろん、これがすべてを包括するものではありませんので、生殖治療あるいはさまざまな可能性についてこれからの考えていく、さらに必要であれば法案にしていこうというプロセスが次に必要だろうとは思ひますが、今回、先ほど述べたような目的のクローン法案のために、包括的にすべてをこの中に押し込むことによって、例えば、今生殖医療で一番問題になつていようような借腹の問題とか、そういう重要な問題の議論が難しくなつていくといふふうに考えます。実際にどのぐらい進んでいるのかわかりませんが、厚生省で審議が進んでいるという部分もあるのではないかと期待しております。

次に、これは政府案も民主党案もなんですが、これは個人的な意見とお聞きいただきたいと思ひますが、ヒト胚についての倫理的な配慮あるいは基本理念が可能かという問題について、若干お話ししたいと思います。

ほとんどの国の報告及び今回のクローン法、ヒト胚保護法に関して言ひますと、ヒトの胚は生命の萌芽であるという認識をコンセンサスとして決めております。しかし今、私自身は、これ自身は問題があるのではないかと、こう決めつける根拠を私たちは持つのかといふことを問ひ返したい。

ヒトの胚は我々と同じ人格を持った存在であるという意見と同時に、ただの細胞の塊であるという意見まで、幅広い意見が存在する社会に私たちは住んでいるのであるといふことを考えるべきではないかと思ひます。したがって、実際には基本

理念を明確にできない。コンセンサスがないうちで、しかしそれでも民主主義を守るかどうかという問題が、多分今後問われていくのではないかとふうに思います。

次に、では禁止と指針の問題ということで、時間がないので四番を飛ばしまして、五番の「母体への移植について指針規制分」について、若干意見を述べたいと思います。

私自身にとっても、このクローン問題というのは、科学が自発的に開示する仕組み、それからそのきつかけとして、社会規範への脅威という範囲を明確に規定することが多分一番重要ではないかと思っているのですが、ではどうしてすべて禁止しないのかという問題が出てくると思います。

しかし、これに関しては、例えばイギリスの最近のドナルドソン・レポートでありましたようなセラピューティッククローニング、すなわち医療を目的としたクローニングというのが、ひょっとしたら将来可能になる。技術的には可能ですが、重要な方法として、あるいは生殖医療の一つの方向として取り入れられる、社会が認める可能性があるかもしれない。

そういう意味で、この新しい可能性については専門家が今後も提起していく必要があるという意味で、範囲を規定するという部分において今回どこに線を引いたということでは、それを象徴的に示す意味で、禁止と指針の規制区分が見えるということが重要ではないかと思っています。

それで、ちょっとこれはレジュメにも書いていませんが、先ほどちらっと思いついて、極端な例として考えますと、例えば日本の民族が、環境ホルモンや何かで男性が完全に不妊になってしまったというような状況で、文化的にそれを処理しようとする、それはコスモポリタンになっていけばいいわけです。しかし、それを例えば民族的、遺伝的に処理しようとする、違う方策を考えるということすらあると思いますから、今、何となく自分自身の気持ちや自分自身のクライテリアに合わないからといって、規範の線をあいまい

にするということとは、かなり問題があるのではないかとふうに思います。

最後に、許可制と届け出制の問題について、少なくとも私個人という科学者はどう考えるかという問題についてお話ししたいと思います。

これは、レジュメの一番最初に「どちらをとるか」は思想の問題」と書いてしまいましたが、基本的に、この問題が云々される一番大きなベースに医者あるいは研究者に対する不信というものがあることは、私も理解しております。

実際に、私から考えますと、届け出制というのは、みずからの活動を見せるための能動的な開示の仕組みを意味します。一方、許可制というのは、あくまでも受け身の仕組みなわけです。多様な価値が共存しますポストモダン社会では、しかもその中で民主主義を守っていくためには、それぞれの集団がほかのグループの懸念に耳を傾けて、みずからの活動をどのように開示するかということでは、多分、民主主義は守れないのではないかと私自身は個人的には思っています。

ですから、確かにこれまでは医者、学者あるいは会社といったものが、自発的に情報公開を行わないうち、あるいは閉ざされたものであるということが社会に考えられておいて、事実そうであったことも認めざるを得ません。しかし、この状況からスタートしてしまふ、すなわち信用できないというスタートラインからすると、結局は許可制しかないと思います。それでは専門家自身がみずからを開示していくという仕組みはつくれない。ずっと許可制のイタチごっこを繰り返すように私自身は思います。

ですから、科学者自身が変わるという意味で、この届け出制と許可制というのは、一見同じように見えても、将来の日本の科学の情報公開という問題にとつて極めて重要な試金石になるのではないかと思っております。あらゆる点で、許可制ではなくて届け出制を私自身は主張していきたいと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。(拍手)

手)

○古賀委員長 ありがとうございます。

次に、最相参考人をお願いいたします。

○最相参考人 クローン羊ドリーの誕生から約三年が過ぎました、ようやくここに一つの結論と言えるべきものが示されたと思います。この間、クローン技術、その周辺技術の取材をさせていただきまして、法案作成の過程を傍聴させていただきまして一取材者として、発言させていただきたいと思っています。

生命倫理委員会は、一言で言いますと、消化不良のまま、後味悪く終了したという印象であつたと思います。クローン小委員会とヒト胚研究小委員会の二つの委員会の報告書で重要なことは、これだけのことが決定されたということではなくて、むしろ、こんなにたくさんの方が棚上げされてしまったということではないでしょうか。

それは、受精卵とは何か、命の始まりとは何かといった根本問題と、受精卵を用いた研究が既に行われている生殖医療について、生命倫理委員会とは踏み込んで議論できなかったということです。今そのことを話し合っておかねばならないとする意見はありましたが、そんなことを議論していつかは時間がかかり過ぎるという意見に押し切られた形になりました。今回の法案に最終的に賛成された委員の中にも、時間切れでクローン人間禁止の単独法案をつくらざるを得ないが、生殖医療に関する包括的な法整備は緊急に必要だという意見をお持ちの方はおられたと思います。

報告書の中で注目すべき部分は、ヒト胚研究小委員会の報告書の最後のページ、参考資料として配られたこの分厚い報告書の百九十四ページに示された「おわりに」、このページだと思っています。さまざまな意見がございましたが、結局、ヒト胚全体の議論はなされなかったこと、しかし、百九十四ページの最終行にありますように、「ヒト胚研究全般について、生命倫理委員会において幅広い観点からの議論を早急に開始するべきである。」と述べられています。三月に行われた委員会の最終

日でも、ヒト胚の包括的な議論を行う委員会を早々につくるという約束がなされました。

しかし、まだその委員会が行われておりません。もし、ヒト胚について審議が今少しでも進んでいなければ、政府案への信頼は、前国会の時点とは多少異なるものであつたのではないかと思います。

先日、大島長官が、欧米と日本では文化的、宗教的背景が違ふから規制の仕方が違ふといった趣旨の発言がございましたが、文化的、宗教的背景というのであれば、日本のそれがどうであつたかを考えてみなくてはいけないと思います。審議会では全く議論されませんでした。この政府案が日本の文化的、宗教的背景からでき上がったものとするのは当たらないのではないかと思います。

日本に受精卵について考える文化的、宗教的背景がなかったというわけではなく、欧米のように口に出して大声で議論をしてこなかっただけであつて、そこに何の価値観を持たなかったわけではないと思います。

不妊治療についても、非配偶者間体外受精を行ったクリニクの問題が明るみに出るまでは、実態は判然としませんでした。もう約半世紀にわたって行われている非配偶者間人工授精さくらた子孫が多かったのです。代理母によって生まれた子供が百人を超えるというのも、九八年の新聞記事で明らかになりました。

お配りした最相資料のグラフをざらんにください。この十年間の生殖医療に関する報道の件数の推移です。九七年に急上昇しているのはドリーの誕生、九八年には根津クリニクの問題の一件がございました。最初はクローン技術の報道の方が多のですが、途中から不妊治療の方があつてきます。つまり、ドリーをきっかけに、クローン技術と不妊治療が相互関連し合いながら報道されてきたわけなんです。もう家庭の中で解決できるものではなくなってきた。言葉にしないではいられなくなってきた。今ようやく日本でも、受精卵について公的な場で議論するための材料が手元にそろつたのだと思います。生殖医療を法規制することについて、

国民的コンセンサスがないのではなく、コンセンサスを得られるかどうかを知るための材料が今ようやく出そろったのだと思います。

ことし三月、科学技術会議が行ったアンケート調査がありましたが、受精卵を人として絶対侵してはならないという三割の回答よりも、わからないと答えた二九・四%の方が注目に値する数字だと思います。わからないのが当然です。そんなことこれまで口に出して話し合ったことなどなかったのです。でも、だからといって、ないがしろにしていたわけではありません。子供を養育する年代に比べて、十代や七十歳以上のように子供と多少距離のある年代が低いのは当然だと思いますが、二、三十代でわからないと答えた人も、もし自分が妊娠や出産に向き合えば考え方が変わるのではないのでしょうか。臓器移植のときに言われたように、一人称で語られる受精卵と三人称で語られる受精卵では全く意識が異なるような気がします。

つまり、クローン人間は、私たちが命の始まりを考えるためのきっかけであり、切り口にすぎないということです。法案は、皮肉なことに、クローン人間だけではない、それ以外のことを浮き彫りにすることに貢献したと私は考えます。

デンバー・サミットの合意が繰り返されますが、日本は欧米諸国において何年もかけて、クローン人間だけを禁止する法案しかつくれなかったことを重視すべきです。私は、この法案は非常に暫定的なものであって、決して世界に大手を振って発信できるようなすばらしい法案だとはとても思えません。むしろ、自嘲気味に、さまざまな議題を棚上げした過渡的な法案であると謙虚にならねばならないと思います。

そうした前提で、以下二点に絞って意見を述べたいと思います。

まず第一に、ヒト胚全体の保護の必要性です。今回、政府案、民主党案とも生殖医療技術を除外してしまつたので、争点がわかりにくくなつてしまったことが大変残念です。ただ、一人称の受精

卵への想像力、つまり受精卵をヒトへとくぐむ能力を持つ女性への配慮、許可制、審査委員制度、国会への報告義務、包括的な生殖医療の規制への道筋を示しているという点で、民主党案の方がはるかに救われるものと思います。政府案は、言葉遣い一つとつても、ヒト胚や、特にその提供者と言えるカップルへの配慮が見られず、技術の細部に走り過ぎ、将来のヒト胚全体の規制への道筋もなく、全くの科学技術規制法案になつてしまつていきます。

生殖医療との調整に時間を要することは認めます。ただ、現段階では少なくともES細胞は法の土台に上げるべきだと私は考えます。なぜ政府案にES細胞が含まれなかったのか、なぜ将来的に商業化が進む可能性のあるものに法ではなく行政指針を適用とするのか、その根拠は理解できません。同じ受精卵を用いるものなのに、クローン、キメラ、ハイブリッドは法で規制し、ES細胞は行政指針で規制、また、そのほか生殖医療の現場で受精卵を用いる研究は、学会などの自主規制にゆだねられています。同じ受精卵の規制のレベルがそれぞれ別個にあるという不可解な状態になっているのです。

しかも、生殖医療については、ここへ来て事態が急変しました。一昨日、十二日に厚生科学審議会の生殖医療に関する最終報告案が発表されましたが、これに関連して、この政府案との整合性について二点だけ申し上げます。

一点は、第三者が受精卵を提供することを認めた点です。つまり、同じ受精卵が一方で不妊のカップルに提供されて子供になり、一方で研究材料として破壊される。扱う省庁も違い、規制はばらばら。クリニックの現場で受精卵をとり合うような混乱が起これないとも限りません。それでも、生殖医療との調整は要らないということでしょうか。このような状況は、研究にも支障を来し、結果的に国益を損ねることになりはしないでしょうか。二点目は、受精卵の提供を受けられない不妊の

カップルには、提供された卵子と精子を使って新たに受精卵をつくって提供することまで認めた点です。つまり、カップルではない男女の精子と卵子を体外受精させて受精卵をつくり、第三者に提供することまで認めたわけです。

ことし九月の新聞報道によりますと、ES細胞から卵子や精子のもとになる始原生殖細胞をつくることにマウスの実験で成功しています。ES細胞から卵子や精子をつくることも原理的には可能なので、採卵のつらい過程を経て提供された卵子を使用するよりは、ES細胞から卵子や精子をつくり、そこから受精卵をつくることの方が提供者の負担が多少は軽減されるという議論が、近い将来起きてもおかしくはありません。研究利用ならば、その方が可能性は高いのではないのでしょうか。

ES細胞は人間の個体になる可能性はないから法規制しないという話でしたが、今や技術はES細胞から卵子や精子をつくり出せる直前まで行っており、ES細胞からつくった卵子や精子で胚をつくることも可能性としてはあるわけです。個体になるかどうかは別としても、ES細胞の扱いが法律ではなくてもいいと言える根拠は余り明確ではないように思います。

厚生省の報告案では、法規制を含めた規制は三年以内に整備せよとあります。今回の政府案が五年以内というのは、余りに状況に対して悠長過ぎます。こんなおかしなちがはぐな状況は一刻も早く解消し、生殖医療全体の包括的な法規制を行うために、法案を、三年や五年と言わずもつと頻繁に、憲法に準ずる最重要法案であるという認識を持つて見直していった方がいいと思います。

以上、ヒト胚全体の保護についての意見を述べさせていただきます。

さて、第二点目は、生命倫理委員長の適格性です。研究の直接的な利害に関係する研究者が倫理委員であった場合には、議論に参加するのはよしとしても、決議には参加しないことが公平を保つ条件ではないでしょうか。

受精卵を用いた研究の目的の一つは再生医療です。これは、日本では神戸市を中心とする関西圏で行われます。神戸市の医療産業都市構想は一九九八年に始まっていますが、その十月に、医療産業都市の中核として先端医療センターを設置するための神戸医療産業都市構想研究会が発足しています。研究会の会長は、科学技術会議生命倫理委員長の井村裕夫先生です。井村先生が病院長を務めておられる神戸市立中央市民病院は、その先端医療センターの重要な連携病院となっています。

また、本年二月十日には、先端医療センターと連携する理化学研究所の発生・分化・再生総合研究センターが神戸に建設されることが決定しました。この研究センターはミレニアムプロジェクトの一環ですが、センター長の人選には、井村先生も科学技術会議の議員として加わっておられます。さらに、ヒト胚研究小委員会がES細胞研究の報告書をまとめたのは三月七日ですが、三月十七日には、先端医療センターの施設運営を行うための神戸市の財団法人先端医療振興財団が発足し、井村先生はその財団の顧問にもなられました。

こうして羅列的にしゃべっても御理解いただくのは難しいかと思いますが、つまりは、これはどうの再生医療に密接な関係を持たれた方がある方が、同時に国の生命倫理委員長であつて、果たして客観的で公平な判断ができるのだろうか疑問を持つのです。委員会の審議や法案作成過程にこうした背景が影響を来したのではないかと、パブリックコメントの期間が十分とれなかったのはこういう計画があつたからではないかと思われてもやむを得ないと思います。これは、個人を批判するものではありませんが、そのような人事が何の疑問も持たれず通用してしまう現在の日本の倫理委員会のシステムには問題があると思います。

イギリスでは、審議会をつくる際には、デクレーションインタレストといって、委員になろうとする人物が財団理事などの利害関係を持つていれば、あらかじめそれを申告しなくてはならず、人事に影響します。また、アメリカでも、研究施

設内の倫理委員会は、三分の一以上が専門外の委員でなければなりませんし、男女のバランスは当然です。また、自分の研究に利害関係のある委員は、議論には参加できませんが、審査からは外れることになっています。

日本の生命倫理委員長の適格性については、世界的に権威のあるイギリスの科学誌「ネイチャー」のネーチャー・メディスン三月第六号でも、科学技術会議生命倫理委員長井村裕夫氏のインディペンデンシーに疑問がある」と指摘されております。

つまり、クローン人間を規制する法案をつくって国際協調を図るというのであれば、倫理委員会のシステムについても国際協調を図るべきではないでしょうか。委員会のシステムを整備し、公平で民主的な議論が構築されてこそ、日本の立場を世界に発信し、諸外国と意見交換できるのだと思います。

以上、申し上げたいことは多々ありますが、短い時間ですので、そのうちの一部について意見を述べさせていただきます。

クローン人間を法規制するということは、現在の社会状況から見ればやむを得ません。しかし、早急に生殖医療を視野に入れたヒト胚全体の法規制を行うべく取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。(拍手)

○古賀委員長 ありがとうございます。

次に、御参考人をお願いいたします。

○御参考人 私は、ここの二、三年、関西の幾つかの大学での特別講義とか幾つかの公民館などでの市民学習の場で、クローン技術の問題について話す機会がありました。いずれの場合も、主催者側からクローンについて話をしてほしいという要請がありました。このクローンの問題について、国民の関心というのは結構高いのです。そして、その講義を通じて得た印象では、ほとんどの人がクローン個体の産生は、体細胞クローンに限らず、どのようなクローンであれ個体産生には反対である。さらに、研究自体もやめてほしい、そういう声が多々ありました。

ですから、この政府のクローン法案は、国民の意見を反映していないということをまず申し上げたいと思います。ぜひ公聴会等を開いて、国民の意見を広く収集して法案に反映していただきたい、そのように思います。

次に、政府法案の問題点を具体的に指摘したいと思います。

本日お手元にお配りした資料に、大まかに五つ問題点を箇条書きにさせていただきます。その資料に沿って若干の説明を加えていただきます。

なお、民主党の法案は、政府法案の対案として出されたものと思われまして、問題点の説明の後に検討を加えたいと思います。

まず、お手元の資料を見ていただきたいと思

います。

まず、問題点の第一、クローンの定義及びクローン技術の定義に関してですけれども、この科学技術庁から出された法案の定義は非常に奇妙です。科学的に、普通、クローンを定義しますと、そこに私の資料にありますように、クローンは、遺伝的に同一のもの、同一の個体とか細胞の集合を指します。ですから、クローン技術というのは、人為的に、遺伝的に同一のものを多数つくる、そういう手法ということが言えると思います。

そして、哺乳類、特に家畜とかにおいては、遺伝的に同じものを多数つくる方法として、受精卵を二つとか四つに分割する胚の分割及び核の除核卵への移植。これには、受精卵の卵割の進んだ胚から核をとってくるいわゆる受精卵クローン、それとドリーに象徴される体細胞クローンの二種類があります。そういう方法によってクローン個体がつくられております。

胚の分割では最高四つぐらいまでしか得られませんが、多数を得る方法としては、核移植、受精クローンという方法がとられてきております。ですから、現在では、畜産とか哺乳類の動物実験においてクローン技術といえば、核移植技術を指すということになっています。

資料の二ページ目に、農林水産省のホームページでのクローンの説明と、それから科学技術庁のホームページで「クローンって何？」というのがあるんですけども、その説明です。そこでも、クローンは、遺伝的に同一である個体や細胞の集まり、そしてクローン技術というのは、受精卵クローンと体細胞クローンとある、そのようになっています。それから、文部省の用語の説明でも、クローンは、核が同一のものである、そしてクローン技術とは、そういうものをつくる核移植の技術であるというふうに説明されております。

この政府法案の、クローンは体細胞の核を移植したものであるという定義というのは、ですから非常に奇妙です。そのような定義というのは、多分科学的には受け入れられないというか、意図的にほかのものを外しているというふうにしかとられません。ですから、これは定義からしても一度検討し直す必要があると思います。

それからもう一つ、体細胞クローン個体は無性生殖であるからいけない、受精卵の核移植による受精クローンの場合には有性生殖であるからいいというようなニュアンスの説明がありますけれども、これにも若干無理があります。

受精卵、受精胚でも、ある程度卵割が進んでそれぞれの器官になる分化の方向づけが決まったそういう細胞は、体細胞とほとんど同じ。ですから、受精卵からとったから、だから有性生殖の核で、本質的に体細胞と違うんだとは言えないんです。それから、もう一度それを核移植する、二回核移植をする。そうしますと、その二回目のは完全に無性生殖です。そういうふうに考えますと、有性生殖、無性生殖という分け方自体、無理があるというふうに思われます。

ですから、この法案の第二条の定義、ここはかなり大幅な修正が必要と思われます。

次に、問題点の第二ですけれども、クローン胚をつくるには未受精卵が必要なんです。受精卵でやった場合、ネズミでも成功しております。

ここで、卵子、未受精卵についてちょっと説明

をしたいと思います。お手元にあるヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案参考資料、十三ページから図示が始まっているんですけども、十四ページのところに、右側に生殖細胞の説明があります。

右側、卵細胞なんですけれども、普通、女性の卵巣から排卵された卵子というのは、この一番最後ではなくて最後から二つ目、第二卵母細胞というこの状態なんです。この第二卵母細胞が、要するに排出された卵子。これが一番左下にある精子と受精して、受精することによって、その後の第二分裂が進行して卵細胞になるのです。ですから、ここで一番下のところで、卵細胞、未受精卵と書いてありますが、これは、この段階ではもはや受精卵です。ですから、この図も、国民が見ると混乱を起こすという図です。

この一番最後の受精卵、この受精卵の核を抜いて他の核を移植してもうまくいきません。牛やマウスで行われているのは、その前の段階、第二卵母細胞、あるいはその前の段階、未成熟卵細胞と言いますけれども、そのもう少し前の段階の未受精卵を使って行われております。

ですから、ヒトのクローン胚をつくらうとするならば、未受精卵の使用。それは、体外受精に使うとするならば、採卵のときに二割程度、体外受精に使えない未成熟卵がとられると言っています。その未成熟卵を使って実験が行われると思

います。

そうなりますと、卵の採取のときに、本来とらないような未成熟なものまでとられる。ですから、卵子の過剰採取といいますが、それが起こります。それから、この未受精卵というのは、生殖能力があるのが二十四時間なんです。ですから、実験をやろうと思うときには、常に新鮮な未受精卵が必要になります。という、卵子の提供、実験への提供ということが行われるようになります。それに対する歯どめというのは全く考えられておりません。

ですから、この点は、現在、卵の採取がどうなっ

て他核を移植してもうまくいきません。牛やマウスで行われているのは、その前の段階、第二卵母細胞、あるいはその前の段階、未成熟卵細胞と言いますけれども、そのもう少し前の段階の未受精卵を使って行われております。

ですから、ヒトのクローン胚をつくらうとするならば、未受精卵の使用。それは、体外受精に使うとするならば、採卵のときに二割程度、体外受精に使えない未成熟卵がとられると言っています。その未成熟卵を使って実験が行われると思

います。

そうなりますと、卵の採取のときに、本来とらないような未成熟なものまでとられる。ですから、卵子の過剰採取といいますが、それが起こります。それから、この未受精卵というのは、生殖能力があるのが二十四時間なんです。ですから、実験をやろうと思うときには、常に新鮮な未受精卵が必要になります。という、卵子の提供、実験への提供ということが行われるようになります。それに対する歯どめというのは全く考えられておりません。

ですから、この点は、現在、卵の採取がどうなっ

て他核を移植してもうまくいきません。牛やマウスで行われているのは、その前の段階、第二卵母細胞、あるいはその前の段階、未成熟卵細胞と言いますけれども、そのもう少し前の段階の未受精卵を使って行われております。

ですから、ヒトのクローン胚をつくらうとするならば、未受精卵の使用。それは、体外受精に使うとするならば、採卵のときに二割程度、体外受精に使えない未成熟卵がとられると言っています。その未成熟卵を使って実験が行われると思

います。

そうなりますと、卵の採取のときに、本来とらないような未成熟なものまでとられる。ですから、卵子の過剰採取といいますが、それが起こります。それから、この未受精卵というのは、生殖能力があるのが二十四時間なんです。ですから、実験をやろうと思うときには、常に新鮮な未受精卵が必要になります。という、卵子の提供、実験への提供ということが行われるようになります。それに対する歯どめというのは全く考えられておりません。

ているのか、そして未受精卵として捨てられてい
るような卵子がどのくらいあつて、それがどのよ
うに使われているのか、あるいは廃棄されている
のか、そういう実態の把握。それから、卵を採取
される女性の体の保護、それについての検討がま
ず必要です。女性がそういうふうな実験目的での
卵子の採取、使用等についてどう考えているのか、
女性の意見をぜひ聞くべきだと思います。

次に、問題点の三番目です。

この政府法案の、九種類ほどの非常にいろ
んな種類の胚を並べてあるのですけれども、ヒト胚
というときには、個人はAさん、Bさんまでであつ
てもヒト胚、ヒト成分一〇〇%ならヒト胚。そし
て、動物の除核卵にヒトの核を入れた場合は、こ
れはヒト性胚というふうに分類し、動物の核をヒ
トの卵子の除核卵に入れた場合を動物性胚とい
うふうに分けておきます。核がヒト由来であればヒ
ト性、核が動物由来であれば動物性というふうな分
け方をしております。

ところが、卵細胞自体、細胞質自体というのは、
そうしたら全くヒトの要素なりがないかとい
うと、そうではなくて、人間の女性の除核卵に動物
の核を入れても、これは動物の方の、その核の方
の動物の子宮に戻しても着床する可能性はないで
すけれども、人間の方の子宮に入れば着床の可
能性があります。

このように、細胞質、それから細胞質にあるミ
トコンドリアのDNA、そういうことに關しては、
何もわかっておりません。何もわからないのに、
核にだけ人間の遺伝的特性を与えている、そして
そういう分け方をしている。これはかなりの無理
があると思います。

特に、まだわかっていないから、そうしたら細
胞質にどれだけ人間の要素があるのかということ
は言えませんが、女性としては、そのよう
な、女性の卵子に動物の核を入れる、それが動物
性胚と言われるということに關しては、非常に心
理的抵抗があると思います。これは、国民感情、
女性の感情では絶対に受け入れられない定義だと

思われます。

そして、法案にありますけれども、動物性の融
合胚。動物性の融合胚は、ヒトの女性の除核卵に
動物の核を入れたもの。これに關しては、子宮
へ戻すことが禁止対象になっておりません。です
から、法案の第二条の定義と第三条の禁止行為、
これを修正する必要があると思われま

それから第四点、ヒトとヒトとの集合胚、これ
を子宮に戻すこと。ヒトとヒトとの集合胚とい
うのは、あるカップルの胚、受精卵と別のカップル
の受精卵、これをまぜるといふか、集合技術によつ
て、いわゆるキメラ胚ですけれども、つくることが
できます。そのキメラ個体の産生は禁止項目に
入っております。

動物と人はだめだ、それは当たり前です。でも、
人と人、人というのは、個性のない一つのヒト属
という動物種ではなくて、それぞれが個性を持つ
個人なんです。ですから、個人と個人になり得る
その二つをまぜて、そしてそれを子宮に戻して個
体を発生させることを禁止しないというのは、こ
れはおかしいと思います。

そういうことをまさかやらないだろうと思われ
るかも知れませんが、例えば、代謝性の
疾患とか遺伝子疾患の場合、正常な胚とキメラを
つくれば、それで一応治療効果を上げることがで
きるというふうな、そういう遺伝治療の一つとし
てこれは十分に考えられることで、もしも治療目
的のキメラ個体をつくることをガイドラインで認
めたとしたら、そういうキメラ個体が誕生する。
これは、ヒトクローンよりはむしろ非常に可能性
として高い。ですから、これこそ早急に禁止しな
ければいけないものなのに、そういうものは禁止
項目に入っておりません。ですから、法案の第三
条禁止行為、これにも修正が必要です。

それから、他人の卵子、受精卵になる前ですね、
卵子の核を抜きまして、例えばその方が高齢であ
つたとしたら、核を抜きまして若い人の卵子、
核を抜いた卵子にその高齢の女性の核を入れる。こ
れは、要するに卵子の若返り法。これはもうアメ

リカなどでは実験されております。そうした卵子
の核移植をして、その後精子を受精させる、これ
に關しては何の検討も加えられておりません。こ
れは実際に生殖補助医療の一環として、アメリカ
で日本人の研究者の手によってやられております
から、早急に検討するべき問題です。これはこの
法案では全く入っていないので、何も規制の対象
にすらならないことだと思ひます。

それから、ミトコンドリア異常症というのがあ
りまして、科学技術庁は、ミトコンドリア異常症
では、核を入れかえることによつて、異常なミト
コンドリアを受け付けない子供をつくることので
きると。ミトコンドリア異常症の次の世代への伝
播防止、だから次世代に対する治療であるとい
うことで図示されて、しかももう効果がある
ような説明がインターネットのホームページに
載っております。

ところが、これは、そのように考えられるとい
うまだ空想の世界でして、動物でも全く何の実験
もやられていない。しかも、ミトコンドリアDNA
Aというものの自体よくわかっていないのです。

ミトコンドリアDNAは卵の細胞質にありまし
て、もしも精子の方のミトコンドリアが入ったと
しても、それは排出されていきます。そして、ずつ
と母親由来のミトコンドリアDNAが受け継がれ
ていくことになっていきます。遺伝子の種類として
は多くないですけれども、ミトコンドリアという
のは細胞の発電所と言われ、エネルギーをつくる
ところで、エネルギー生産の必要な細胞では非常
にたくさんあつて、その数と配置というのは物の
見事に合目的になされていきます。ですから、核
とミトコンドリアの間に何らかの密接な連関があ
り限り、そのような細胞の働きというのはいり得
ません。

このミトコンドリアDNAに關しては、何にも
わかっていないと言つていいと思います。何もわ
かっていないのに、それを全く遺伝的には、遺伝
的特徴として重視しない。そして今度は、治療効
果があるということで、ミトコンドリアDNA治

療のためにはクローン人間はいいと思へかねな
い、そのような説明をホームページで科学技術庁
がやっている。これは行き過ぎであると思ひます。
それから五番目。個体産生を防止する手段とし
て、子宮に戻すことの禁止だけでは不十分。

これは本当に禁止しようと思つたら、研究自体
を禁止しないことには、意図的、非意図的に子宮
に戻してしまう、間違つて戻してしまう。卵にそ
れぞれ特徴があつて、名前が書いてあるわけでは
ないので、間違えて戻すということもあります。
どこで実験をするのか。ヒトの卵細胞ですから、
生殖医療の現場で採卵したのを、隣の部屋で同じ
顕微授精でやる。同じマニピュレーターでひよつ
としてそういう操作をしたら、これは完全に間違
えます。そういう間違ひもあります。ですから、
本当に個体産生を防止しようと思へば、研究自体
も防止するということを考えなければ、早晩そう
いうことが起こると思ひます。

次に、民主党の法案ですけれども、この問題点
から考えますと、民主党の法案は、ヒト胚に關し
て、これは全体の生殖医療の流れの中で考えよう
ということ、ヒト胚の保護ということを考えら
れていると思うのです。そして、クローン胚に關
しては、人の属性を有する胚ということで、その
個体の産生は禁止するということです。体細胞ク
ローンだけではなくて全部のクローン個体の産生
防止ということで、それは評価できると思うので
す。

ただ、どうしてクローン胚をつくることを禁止
しないのだろうか。外国、欧米でも、日本の文部
省でもクローン胚の作成自体を、これはガイドラ
インですけれども、禁止しております。その辺で、
法律をつくられたところに流れる基本的な理念
が、何か混乱しているような感じが、見た者に
混乱を起こせるところがありますので、そのあた
りにはもう少し検討していただけたらと思ひま
す。

長くなりました。どうも失礼いたしました。(拍
手)

○古賀委員長 御興参考人の意見陳述をいただきました。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○古賀委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河野太郎君。

○河野(太)委員 自由民主党の河野太郎でございます。

政府から提案されましたこの法律案には、幾つか問題点があるのだろうというふうに私は思っております。そのうちの一つが、人または動物の胎内への移植を禁止した第三条で禁止されている部分と、そうではない、指針で禁止をするのだ、そういう区別がなされている点にあるのだろうというふうに思います。

クローン技術を利用して有用な実験ができるということもまた事実であろうと思いますし、胎内へ戻す前段階でそうした実験をやるといふのは、非常に有効なことなのだろうと思います。しかし、いずれにしても、ここで特定胚として名前が挙げられている各種類の胚から新たな生命が誕生するということは、倫理上含め、いろいろな問題点が起こってくるのであらうと思います。

いずれにしても、胚の研究、特定胚をベースにした研究は、有用なものであつて反社会的でなければそれは認める。しかし、そうでなくて、それをベースに生命が誕生するところというのは、まず一度法律できちつと縛っておいて、本当にこれは胚の実験がうまくいって、なおかつ有用性があることが確認された上で、必要ならば法改正をして胎内への移植を認めるというのが筋であらうと思います。そうなっております。私は、ここに非常に疑問を感じる次第でございます。

町野参考人と西川参考人に、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○古賀委員長 それでは町野参考人、西川参考人

にお答えいただきますが、今後の質疑で、質問されるときに、できればあらかじめなたの先生というように御指摘いただいた方が、参考人の皆さん方にとっては都合がいいかと思ひますので、よろしく願ひします。

今の質問に對しまして、町野参考人、西川参考人の順番でよろしく願ひします。

○町野参考人 御質問、どうもありがとうございます。

御質問の趣旨をよく理解できたかどうかわかりませんが、基本的な考え方は、私が理解しているところでは、クローン、カメラ、ハイブリッドの産生は、絶対にこれは禁止されるべきである、これを許容する事態ということは絶対考えられない。したがって、これを着床させて出生に至らせるような行為というのは、これを禁止する。それ以外のものについては、かつては恐らくこれも科学技術的に余り意味がないと考えられた時期もありますけれども、現在、かなり事態が変動してきておりました、それを完全に禁止するということは恐らくできないだろう。そして、許可制にするということまでも恐らくできないだろう。そのために、ある範囲で特定胚という名前をつけて、行政的な監視のもとに置くということにして、徐々にその成果等を見ていくということ、その範囲では、これはいわば科学技術者集団の自主規制及び倫理的な規制ということにゆだねたものだというぐあいに私は理解しております。

○西川参考人 質問の問題なんです、先ほど私の意見陳述でも述べましたように、これ自身は科学的という技術的な可能性と、それからそれが社会に触れたところでどこで線引き、例えば、もうこれは明らかにこの可能性自身、成功すること自体に問題があるかどうかの線引きをする作業だと思ふんですね。

ですから、明らかな線引き作業が、例えば私たちが一つ一ついろいろな可能性を考えてリストアップした問題に関して、やはりここにしかない。例えば、今おっしゃるように、すべてのもつ

とずっと下のところにしか線引きがないということとを明確に社会側の規範として述べられるのであれば、それは仕方がないことだというふうに思っています。

ただ、先ほどから申し上げていきますように、私たちが幾つかのクワイテリア、すなわち、今の社会でこういうことが必要とされるかどうか。それから、クローンがなぜいけないか。一回性の問題であるとか、そういうものもすべて勘案したときに、多分クリアに線が引けるのは、ここではないか。将来、実際に、先ほどの問題のミトコンドリア症の治療であつたり、それからヒト集合胚ですら生殖医療の中に入ってくる可能性はあるし、そこで禁止するかどうかはもちろんここで判断された問題ですけれども、そういう問題として一応残したというのが、リストアップする、ここで線を引いた最大の理由だと私は思っています。

〔委員長退席、平野委員長代理着席〕

○河野(太)委員 西川参考人に、もう少し明確にするためにもう一度お尋ねをしたいと思ふんですが、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚並びにヒト性集合胚、この四つは法律で胎内に戻すことを明確に禁止するというのが政府案でございますが、それ以外の五つのものに對して、例えばヒト胚の分割胚であるとかヒトの集合胚、あるいは動物性融合胚、集合胚というものについては、戻すことは法律では禁止していない。

その禁止した四つと、禁止されなかった、指針でコントロールする五つの、その差というのは明確に何であるのか、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

〔平野委員長代理退席、委員長着席〕

○西川参考人 九番についてはちよつとおいておきまして、ヒト分割胚、それからヒト胚核移植胚、ヒト集合胚についてお話ししたいと思います。

ヒト分割胚、例えばたくさんのお受精卵がとれない患者さんの場合、可能性として、生殖医療で子供を得る可能性をふやすために四分割するという操作が入ることはあり得ると思ひます。

それから、ヒト胚核移植胚に関しては、やはりミトコンドリアの発症予防、それからミトコンドリア病の根絶という問題に理論的にもつながるし、研究は進むと僕は思ひます。これも、実際に治療として子宮に戻される可能性を予想します。

それから、ヒト集合胚ですが、先ほどカメラであるというふうにおっしゃいましたが、例えば、血液の遺伝的な病氣を持っています、集合胚の段階で、もう既に分化した血液だけを入れて血液だけを治すという技術が想定されます。そういう場合に、前もって血液を入れておいた胎児を子宮に戻して、血液だけが置きかわつた、しかしほかのところは一個の個体であるということが、理論的には可能です。実際にネズミでもそういう実験は行われておりますから、そういうことが社会としてオーケーになった場合に、多分子宮に戻すという治療が行われるだろう。

そういうふうな社会的に可能性のあるものを、私たちが科学者の側から今の社会はこうだろうという形で線を引いていいのかが問題になるということ、可能性がよりあつて、ひよつとしたら受け入れられる可能性があるものという形で区別した。それより前のものに関しましては、少なくとも一回性の問題等々でかなり線が引けるのではない。

最後に、九番の問題で、動物性融合胚というのは意味があるかどうか。これはもう明らかに、ほとんど意味がない。すなわち動物の核を人間の卵に植込込むということですから。ただ、そういうこと自身が今の社会としてほとんど考えられないぐらひはかかっているという社会的な意味もここに入つていて、ですから、この線引きというのは、今の社会を私たちがどう考えるかということが問題になったというふうには理解していただけないでしょうか。

○河野(太)委員 ありがとうございます。

今の御意見のとおり、将来的な有用性の可能性があるというのは私もよく理解するところでございますが、同様に、先ほど御興参考人がおっしゃ

いましたように、それはあくまでも理論上想定されるものであって、まだ何も研究に着手されているものでもないというのも、相当程度あるわけでございます。

かつて、臓器移植が理論的には可能であるし、諸外国でも行われていた。しかし日本では、臓器移植法が成立するまで、そうした確立された技術が社会的に受け入れられなかったという事に照らし合わせてみても、私は、この政府案には重大な問題がある。この第三条で禁止した四つの特定胚だけではなくて、残りの五つの特定胚の取り扱いについても、第三条と同様、とりあえず法律でしっかりと禁止をする。

将来的に、今の西川参考人のお話も将来的にというお話でございましたので、まだそこへ行き着くまでは相当程度時間はあるだろうと思えます。時間がたちまして、そうしたことが可能になり、しかも社会的にも、これはいいことであると。ミトコンドリア症の治療、あるいは不妊の治療、あるいは臓器移植のもとを提供する、臓器をつくる技術として、これは有効な技術の一つであるということが認められて初めて、国民の声を代弁する国会で議論をして法改正をしてゴーサインを出すというのが、このクローン技術に関するあるべき姿であると思えますので、私は、きょう御出席の科学技術委員会の委員の皆様にも、広くこの部分の修正をお願いする次第でございます。

さらに、最相参考人の意見陳述の中に、メンバーの適格性について疑いがある、あるいは疑いがあると海外のメディアにも報道があったという御意見がございました。そこで、このメンバーであられました町野参考人並びに西川参考人に、そうした問題をあらかじめ認識されていたのか、あるいはそういう問題があるよということがどこかでおわかりになったのか。あるいは、先ほどの最相参考人の御意見についてどう思われるかということをお二人にそれぞれ伺いをしたいと思います。

○町野参考人 先ほどの最相参考人による御指摘は、きょう初めて知ったというのが事実でございます。

ます。しかし、私自身は、それは問題とは思っておりません。なぜかといいますと、倫理委員会等のそういう審議会というのは、すべての利害関係を離れた完全に自由な人間というのは、私はあり得ないことだろうというぐあいだと思います。そういうところにコミットしている人間が、公正な立場で発言し、それから審議をするということをして分期待待してのものだというぐあいに私は理解しております。

○西川参考人 私自身も、先ほどお話に出た神戸市の先端医療センター、それから理化学研究所の発生・再生科学総合センターにかかわっておりますから、このいきさつに関してはよく存じています。井村先生がなぜ倫理委員会の委員長になられたかというところに関してはもちろんわかりませんが、このいきさつから考えましても、先ほど私が言いますように、両方のプロセスが明らかにリンクしていることは事実です。それは多分、認めた方がいいのではないかと思います。

それが、先ほど私たちが言います、当事者からどういう形で開示をしていくかという問題の一番重要な部分ではないかと思っております。もし開示が足りないということであれば、率先して開示していくという形でやっていくというふうに私自身は思っていますし、その意味でも、両方が並行して行われるということに関しては、私自身は、何ら不思議はないというふうに思っています。

○河野(太)委員 きょうは、政府の方から政務次官も、委員会に御出席でございます。委員の一人として御出席でございます。政務次官を通じて申し上げたいことは、何度か科学技術庁からこの件については御説明をいただきましたが、この問題については全く触れられておりませんでした。私も、先ほど最相参考人の述べられた意見で初めて知った次第でございます。

実は、私、遺伝子組み換え食品の問題を何年かやっておりましたけれども、そのときに、役所側が都合の悪いことは全部隠して、都合のいいことだけを出してくるという経験をいたしました。そ

ういうことをやると、結局その役所の説明全体が、ちよっとおかしいんじゃないかと疑いの念を持たれ、最終的には、食べ物そのものに何か隠されているんじゃないか、そういうことがあると思えます。薬害エイズの問題では、そうしたことが引き金になって、いまだにいろいろな禍根を残しているわけでございますし、現実には亡くなられた方も出ているわけでございます。

ぜひ、そうした問題がある、あるいは問題があるよという意見があるならば、速やかにそれを開示して、本当に問題があるのかどうかきつくりと議論をする姿勢を、やはりこういう新しい技術に関しては、とっていくことが一番必要なことだろうと思います。

時間がなくなりそうでございますので、駆け足で参ります。

これは西川参考人にお伺いをしたいと思います。先ほど御参考人の方から、胎内へ戻すことを禁止するのは不十分である、こつちで研究をやっている、隣で胎内に戻す生殖治療をやっているんだから、それこそ、卵に名前が書いていないんだから、何かの手違いで戻ってしまうのではないか。特に最近では、医療の現場での手違いということが頻発しているような報道もあるわけでございます。

先ほど御奥さんがおっしゃったように、こうした特定胚の研究をやるところは、生殖医療をやっている部門、要するに胎内に戻すという活動をやっていて、隣で物理的に遠く離れたところでやる、そういう規制が必要なのではないかと思えますが、いかがお考えでございますでしょうか。

○西川参考人 ヒト胚小委員会では、かなりその部分に關しての議論がありました。もう一つ、卵から個人情報情報を切り離すという問題も含めて、隣で授精をしている現場で卵をいただいてきて、それを、現在ここで禁止をしようとしておたり、それから先ほど問題になったES細胞を樹立するというようなプロセスに使うという形が起らないようにということで、デイスカッションをヒト

胚小委員会で延々とやっています。

ですから、今おっしゃったように、全然違った場所で管理される卵が、しかもフレッシジュないとだめとおっしゃいましたが、実際にはフレッシな卵でやるということはないと思えます。すなわち、一定の開示期間といいますが、調査期間を置いた後、凍結卵についてのみそれを認めるという形で、しかも個人情報情報を切り離して行うということに、議論はそこで煮詰まっておりますから、多分、インフォームド・コンセントの方も含めて、おっしゃるような趣旨での仕組みができるというふうに私自身は思っています。

○河野(太)委員 そうしますと、特定胚の実験をする場所と生殖医療で胚を胎内に戻すという場所は、指針においても切り離される、そういうものができるというふうに解釈をさせていただきたいと思えます。

先ほど、届け出か許可かというお話が西川参考人からございました。臓器移植法案のときも、厚生省が省令で脳死の基準を決めるのはおかしいのではないかと、本来ならば死を決めるのは医者であるわけですから、医者が医者の組織の中で死の定義というのを決めて、それに基づいた医療行為を行っていくべきではないかという議論がございましたが、残念ながら、今の日本に医師全体の組織というのがございません。医師会というふうなものもございません。全部を網羅しているわけでもありません。医師の資格まで踏み込んで倫理その他を議論して、必要ならば最悪除名をして資格を失わせないというふうな自律的な力を持った組織が、残念ながら医療の現場にはないのが現実でございます。

本場に届け出制でやるというのであれば、まず医師及び研究者が、そうした本場に強い、すべてのメンバーを網羅した自律的な組織をきちっとして、そこでルールを決める、それに基づいて届け出制で行政に届け出をするというのならば理解ができるわけでございますが、そうしたものが無い現状で許可をとらないというのは、やや心配な点

があるのではないかと思います。西川参考人
いかがでございますか。

○西川参考人 おっしゃるとおりだと思います。
そういう仕組みをぜひつくりたいと思います。

私たちは、学界という中で、リライアブルナレ
ジといいますが、ピアレビューされた信用できる
知識を醸成して、それを社会に提示するというこ
とだけやってきたわけです。しかし、その知識と
いうものは、もう一度、今社会学の方でアイボ
リタワールからアゴラへと、ギリシャでいいます
議論をする市場みたいなものですが、アゴラで、もう
一度社会にそのナレッジをたたいてもらわないか
ぬということは、多分間違いないと思います。

ですから、今河野先生がおっしゃるような形
の仕組みを専門家の協議でどうつくっていくか
ということが、これから最も考えたいと思ってい
るところで、しかもアイボリタワールの中ではな
くて、こういう問題ですから、どうして私たちの
ナレッジをアゴラに上げていくかという仕組みを
ぜひつくりたいと思います。

○河野(本)委員 ありがとうございます。
持ち時間が終了いたしました。科学技術委員
会の委員の皆様は、第三条で禁止している部分
をきちんと、すべての特定胚に拡大されますよう
再度お願いを申し上げまして、私の質問を終わ
らせていただきます。ありがとうございます。

四人の参考人の皆さん、ありがとうございます。

○古賀委員長 城島正光君。

○城島委員 きょうは、早朝より四人の参考人の
皆さん、本当に御苦労さまでございます。大変重
要な法律案、しかもその根底に、倫理観を含めた
さまざまな大変大きな影響を与える法律案だとい
うふうに認識をしながら、我々今まで審議をして
きておりまして、きょうはそれぞれの立場から貴
重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

今も河野委員からも質問があって、西川先生も
おっしゃいましたので、後で西川先生にちよつと

お尋ねしたいのですけれども、まず、町野先生に
お願いします。

いわゆる許可制と届け出制の関連でございま
す。これは法的な問題という観点からあります
けれども、前のクローン小委員会に提出された報
告書を丹念に読ませていただきましたけれども、
率直に申し上げますと、この報告書の中では、私
は、人クローン胚の作成を国の許可制で規制する
案というふうに読み取れました。我々民主党も、
基本的には、幾つか問題点を指摘されております
けれども、この点についてはこの小委員会が報告
された案にかなり沿っているのではないかと、こ
う思っているわけでありまして。

そういう中で、今回、この報告書とはちよつと
違った形で、政府案がいわゆる届け出という形に
なってきた。これについて、中心にお書き
になった、最初にそう書かれておりますけれども、
町野参考人にこの辺の考え方についてお尋ねを
したいと思っております。

○町野参考人 御指摘のとおり、いわば試案とい
います。たまたま台として出しました案ではその
ような考え方でとらえておりまして、その時点で
私がなぜそのように考えたかということをもつて
明いたしますと、その規制の対象はクローン、キ
メラ、ハイブリッド胚に限られていて、今の特定
胚よりははるかに狭いものであったということが
一つでございます。そして、このような胚を利用
して何か科学的に実験をするということとは、あり
得るとしてもそれほどたくさんあるわけではない
だろうというのが当時の考え方だったわけであ
る。そういう点で、何も許可も得ずしてそうい
うものをつくるということ自体を禁止しても、そ
れほど都合はないだろうというぐあいに考えた
ために、そのようにしたわけでございます。当時
としては、かなりこれらの行為についてネガティ
ブな態度があったことは、私などはそうであつた
わけでございます。

しかし、政府案が、それが変わったということ
は、先ほどもちよつと述べましたように、かなり

科学技術の進展が激しくて、いろいろな有用性等
が認められるようになってきたということと、同
時に、クローン、キメラ、ハイブリッド胚だけに
限っていたのでは、生命倫理的に見てかなり問題
があるだろう。さらに、これらの、それ以外の胚
先ほどの分割胚のようなものについても、あるい
はクローンの作成に至り得る可能性すらあるとい
うことがあったために、規制の範囲を広げた。

そして同時に、今のように医療技術の進歩、科
学技術の進展に伴い、そしてさらにそれにつけ加
わって、医療者集団のこの点についての自律に期
待するというところで、結局このような届け出制と
いうことになったんだろうというぐあいに思いま
す。そして、私はそれは妥当であつたというぐあ
いに思います。

○城島委員 今の御答弁、ちよつと問題があるか
なと思ひます。というのは、ちよつと確認
なんですけれども、この報告書を出されるまでの
クローンの範囲というのについて、大きく変更
になった。この報告書を作成される段階では、か
なり限定された、まさに中心的な、体細胞を中心
とした、今おっしゃった三種類ぐらいのところを
念頭に置いて議論されていて、その後の段階でか
なり対象の範囲を広げて、したがって規制の範囲
を広げたということ、それでよろしいのかという
ことが一点。それから、最後におっしゃいました
けれども、やはり研究者のある面という倫理観、
自己規制にかなり期待するところがあつた。こ
れは大変重要な発言なので、この二点をちよつと
確認させていただきます。

○町野参考人 規制の範囲が広がつたというのは、
結果的にはそれと一致しております。

ただ、先ほど先生が言われました、私たちの報
告書のときについては、あれはクローン等につい
て法的な規制をするのはどのようなことが考えら
れるかということございまして、規制の範囲とい
うものは、最初から私たちにゆだねられたのは
その範囲であつたということがあります。そして
同時に、ごらんいただければおわかりのとおり、

最初の段階ではクローン、キメラ、ハイブリッド
というだけに限って、しかも、先ほどもおっしゃ
いましたとおり、許可制という非常に厳しい考え
方をとっていたわけなんです。しかも、それを処罰
するという格好で、行政的なそれだけではなかつた
わけなんです。

しかし、それがクローン委員会等におきまして、
そこまで厳しく、つまり、クローン胚、キメラ胚、
ハイブリッド胚をつくつたということだけで処罰
するというのは、やはりちよつと行き過ぎではな
いだろうかという考え方が強まりまして、そして
今のようなところに落ちついた。同時に、そのよ
うなことから、クローン、キメラ、ハイブリッド
胚ばかりでなくて、その周辺の胚についても、そ
の考え方、いわば行政規制的な考え方でも対応す
るという考え方がなつたということでございます。

そして、その今のように緩められたということ
は、どうして緩められたのかといひますと、科学
技術者の法的な規制のあり方について、やはり深
刻な議論があつたということでございます。ク
ローン、キメラ、ハイブリッドの産生については、
禁止してもそれは不当ではないだろう、しかし、
そのほかについて一律に禁止、あるいは無届け
でつくつたらすべて処罰するというのは、少し行き
過ぎだと考えられたということがあつたわけござ
います。

○城島委員 私の見解とはちよつと違うのであり
ますが、先ほど西川先生が、そういう面では大変
含蓄のある言葉だと思ふんですが、許可制と届け
出制という中で能動的、受動的とおっしゃいま
した。受け身の仕組みだと。どちらかというと、能
動的な姿勢になる方がいんじゃないかというふ
うに私には聞こえました。

それは研究という立場からすると、確かにそう
いうことが言えるかもしれませんが、ここは大き
く意見が違ふところかもしれないけれども、例
えば、一昨年でしようか、韓国でヒトクローンを
つくろうという、研究段階はちよつと二年前だつ
たでしようか、新聞報道されました。彼の発言の

中で、まさしく僕はそこが大変重要だと思うんだけれども、科学者としての好奇心というものと、もちろん治療という、両方を彼は挙げていた。

そうすると、こういった問題についても大変危惧するところは、一方でアメリカなんかは、最近相当広く卵の売買が行われていますね。今相場が大体五百万ぐらいでしょうか、平気でそういうことが行われる。これがまさしく商業化していく。場合によっては、ドリーのときもそうでありましかれども、ゲノムの解析と同時に、企業が特許を囲い込むことによって、ある面ですら企業の商品化をどんどん推し進めていくという流れが、一方でこれは大変大きくある。そこに、意識するしないにかかわらず、研究者が加担していくことになってしまふ流れがあるいはおそれがある。そういう中で、先生は、この分野についても能動的な立場をとる方がいいとお考えなのかどうか。いま一度お聞きしたいと思います。

○西川参考人 私は、原則としてそうだと思っています。能動的な仕組みをどういう形で保障するか。まず、理学部、医学部の学生さんが、そういう能動的に物事を開示することが大事であるという教育が今なされていないですね。ですから、それは、許可があると、例えば許可制とか禁止であるとか、科学者は考えなくないと思います。

わかりやすい例を挙げますと、きつちり調べたわけではないですが、ひょっとしたら間違っているかもしれないが、例えばイギリスとドイツを比べます。イギリスでは、科学者がエキスポパートグループをつくって、いろいろなプロポーザルを出して、それを議会がフリーボートでアプルーブするという形ができ上がっています。それで、そこは専門家がいます。ところが、例えばヒト胚保護法がきつちりあるようなドイツでは、科学者は、そのヒト胚保護法をやめてもらうか、あとは考えないかのどちらかになってしまふわけですね。

ですから、基本的に、国が能動的な仕組みをとるのか、受動的な仕組みをとるのかということ、科学者に対してはつきり見せることによって、逆

に科学者の将来のアティチュードというのが変わってくるのではないかと僕は思っていますので、原則としてぜひそう言いたいのです。

○城島委員 ここが実は、私はあえて研究という立場というふうな前提をしなければ、一方で、それを受ける国民的立場というところと語弊がありますけれども、その立場と、大きくやはり違いがあるんじゃないか。今、特に日本では、先生も先ほど御指摘になったと思いますけれども、こういった生命倫理に関する問題については、日本の場合には、欧米に比べるとやはり論議そのものもどちらかというと非常に浅かったし、その部分においては先生も、専門家の領域としても、自己批判みたいなことも含めてでありますけれども、されましたね。それはそれとおりだと思えます。でも、それは別に専門分野の方ばかりでなくて、我々政治家もその一端を担わないかぬというふうな思っているわけなんです。したがって、こういった問題についての議論の蓄積あるいは国民的な合意形成への取り組みが極めてまだ弱いということ、日本においてはそれとおりだと思っております。

とすると、また、これから離れて今の医療現場の実態を見ても、大変多くの不信感が残念ながらある。そういうことを含めて見ると、特にこの分野については、ある面では非常に畏敬の念を持ちながら、慎重に一步一步階段を上っていくような取り組み、日本においては特に欧米よりは慎重な姿勢があるべきではないか。そういう今の日本の現状から見ると、私は、全体からすると許可制というところと、先生のおっしゃるような研究者の立場や姿勢も、そういう方向に一方で努力していくということ、私は必要じゃないかというふうな思っております。そういうことを、ちょっと時間がないので意見として述べさせていただきます。

もう一点、西川先生にお尋ねしたいのは、先ほど御参考人からも指摘がありましたし、実はこの委員会でも随分議論になっておりますけれども、

も、有性生殖か無性生殖かというこの区分け、この辺についてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○西川参考人 生物学的な性の定義を話させていただきますと、DNAのレベルでの情報の交換があるかどうか生物学的な性の定義なんですね。ですから、実際には性と生殖というのは違いますが、例えばAという個体とBという個体が、まあ自身は父と母から遺伝子をもらってきています。わけです。それは、私の体細胞の中では決してまじり合うことはないわけです。ところが、生殖細胞の中ではそれがまじり合うわけです。すなわち、新たな染色体が生まれるわけです。すなわち、私の両親の染色体のそれぞれが入れ子状態になったものが生まれるわけです。それが性の意味なんですね。ですから、有性生殖か無性生殖かというのは、私自身はそれほど重大な問題になるとは思っていません。

例えば、これは将来、クローン法の一番問題になるだろうと私自身が考えるのは、体細胞の減数分裂を誘導する技術ができることです。そうすると、有性生殖がほとんどクローン技術で可能になるわけですね。精子をつくり卵子をつくるのと同じことを生物学的につくることができるようになります。生物学的意味も全く一緒なんですね。それはしかし、技術がクローンであるからいけないのかという問題が問われたりします。ですから、余り言葉にこだわる必要はなく、実際に情報の交換が行われるような個体の生産がされるか、個体の発生がされるかどうかという形で考えていた方がいいと思います。

○城島委員 わかりました。それから、西川先生、大変恐縮ですが、もう一つお尋ねしたいのですけれども、これも先ほどお触れになりましたけれども、研究者という立場からしたらそうかもしれないが、あえて、人の命ということについての御見解をお尋ねしたいのです。

例え、私自身の今の人間としての存在を考えると、出発点は、大体一般で言えば、受精から始まり、胚の段階を経て、胎児から生まれてくるわけですから、そのどこかの段階が途切れても私の今の存在はない。単純に考えても、それはまさに、胚というものが生命の萌芽であるという表現は私は、含意があるし、そのとおりだと思う。それを人というふうな断定できるかというと、大変難しい問題があるかもしれないが、少なくとも、そこから今の私なら私の人間としてのプログラムのスタートが切られていることは、間違いないわけなのであります。

そういう点でいうと、生命の萌芽というものをいかに大切に扱っていくかという、その具体的な、それを法案の中にどう盛り込むかというところは、率直に言って我々民主党の方も悩んだところであるし、そういう認定をするのであればきつちりと具体的な形として入れたいということ、随分と苦吟して今の法体系をつくったわけなんです。そういう点でいうと、最相先生からまだ不十分だという点もありましたけれども、我々としては、そういう点をかなり重要視したつもりであります。

先生は先ほど、ある学者から見れば、胚というのは単なる細胞の塊だ。それは確かにそれとおりかもしれないけれども、命という観点から見ると、やはり生命の萌芽であるという見方は、私は少なくともそんなに間違っていないのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

○西川参考人 もちろんおっしゃるとおりです。ただ、ヒト胚小委員会でも議論しましたが、ポテンシャルと運命というのがある。すなわち、私の一生に関してもポテンシャルと運命、運命が制限されていくというプロセスだというふうにも考えられます。

その際、私が細胞の塊であるという考え方があるといって、その前に、その胎児が人として育つていて、しかもいろいろな社会の中で新しい精神的な活動を蓄積していくというプロセスを、要するに、少なくとも卵のドナーであるとか人工

流産を決定したお母さんによってされているわけですね。

ですから、その意思というのを見たときに、それはポテンシャルが閉ざされた、すなわち可能性が閉ざされたという判定が既に下ってしまっているわけですから、その判定そのものの内容はともかくとして、判定が下ったときには、その細胞は、生きていてもやはり細胞の塊でしかないのではないかと私自身は思っています。

○城島委員 そういふ先生の見方というのは、かなり学者の中では一般的にあるようです。私も、実はこの分野の研究をやっている教授と随分議論を、先週もしたのですけれども、彼も全く同じようなことを言っていたのです。

けれども、少なくともこの法案のもう一つの重要な意味があるとすれば、この法案を通して科学技術というものの対して社会がどういう規制をすることができるとか、あるいは社会がどういう意思を持つのか、そこを大きく、この法案がどういう形になるかで示すことになるというふうにあるのです。

今、先端医療の急激な進歩の中で、我々自身が翻弄されているような部分がいっぱいあると思うのです。したがって、社会の意思という前に、本当は一人一人が、こういう問題について自分なりの考え方とか哲学みたいなものを持つことが大事だと思ふのですけれども、少なくとも、この法案を通して私は、先端医療も含めた科学技術に対する社会の規制というのはどういふことが可能なのか、そういうことを示すことになると思うのです。

そういう点からすると、これも先ほど河野議員もおっしゃいましたけれども、私も、実はヒト胚分割胚とかを含めて、どうも理論的に考えられるいろいろな研究方法というのが、ある程度許可になっている。言い方は悪いけれどもオンパレードで、今申し上げた一番大事な、こういう問題に対して社会的にどういふふうにかえていくのか、我々の日本という国はどういう意思を持つのか、こういうところに対する姿勢というのが残念なが

ら政府案では余り感じられないな、そういう感じが僕自身はすごくしています。

特に、昨今、人の命みたいなことに対して危惧する事件とか、そういうものが多い風潮の中で、少なくともこの法案が、そういうものに対しては、逆に、人の命を大事にするというところにつながっていかねばいけないなというふうに思っています。

そういう点で、私は、最相参考人がおっしゃいましたけれども、政府案はもう少し全体として包括的な法案にすべきだったのではないかと、そういう観点で民主党は、そういう法案として提出をしたというのを申し上げて、時間が来しましたので終わりにしたいと思います。

参考人の皆さん、どうもありがとうございます。

○古賀委員長 江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。

本日は、参考人の先生方、御苦勞さまでございます。クロニク技術という最先端のテクノロジーでございますので、国民にはなかなかわかりにくい審議かと思ひます。本日は、その分野の専門の先生方でございますので、わかりやすい言葉でどうぞ国民にメッセージしていただければと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

ヒト胚の保護につきましては、多面的な問題をとらえる必要があると思っております。ヒトの胚を生命の萌芽として大事にしていかなければならない、このことは多くの日本人が共有するものでございます。しかし、同じ胚であっても、生殖補助医療にこれから使われるものと、もはや生殖補助医療に使われずに廃棄される運命にあるもの、いろいろな状態がございます。それらのすべての状況を把握し、何が問題なのか、いかなる事態を防止する必要があるのか、全体を視野に入れた議論をしなければならぬと考へます。

例えば、ヒト胚を保護するということは、極端に言えば廃棄ができないことを意味しております。それは、生殖補助医療における女性の権利と

もぶつかる事態も想定されます。

そこで、まず御興先生にお聞きしたいと思ひます。ヒト胚の保護と一般に言われておりますが、生殖補助医療の現場で何が問題となっているのか、具体的にお答えいただきたい。また、どんな規制をかける必要があるのか、再度でございますが、具体的にお話をお願いいたします。

○御興参考人 体外受精を受けた何人かの方から伺ったのですけれども、まず運よく成功したとして、そうすると余剰胚というのが出てきます。そうすると、これはどうしますか、ではもう要らないです、要らないですね、ごみ箱にばんと捨てられる。待つてくださいといつて、あんまりだからといつて、もらつて帰つて家の庭の木のもとに埋めた。それを聞くと、そのお医者さんは、あははと笑つた。命かどうかという議論はこれは非常に難しいですけれども、子宮に戻せば胎児になつて赤ちゃんになるかもしれない。そうすると、女性にとっては、それを廃棄する、廃棄しないのならば実験に使う、それが非常に抵抗感がある。

それからもう一つ、余剰胚ではなくて不良胚と言われて、使えないというものが出てくるのです。これも、実際にどういふのが出てくるのか。本日に成功した方だけを見ていけば、それはあれなんですけれども、十個の卵がとれたとして、三個使われて、赤ちゃんとして生まれるのは一人か二人です。あと残りはどうなっているのか。それすべてヒトの遺伝子を持ち、ヒトの胚になる卵子なんです。それに対して何一つ、どのようにに廃棄し、どのようにに取り扱つてということとはされて

いない。

それから、卵の採取にしましても、本人はわからないですね。超音波でお医者さんがとっているかどうか。ですから、本当に適切にとっているのかどうか。それはお医者さんによると思ふのです。ですから、そのあたり、女性には本当にまないたのこいになつています。そういうところで、女性に対する保護というのが何も考えられていないところにあると思ひます。

○江田委員 今お話を伺ひしますと、ヒト胚の保護の問題というのが、クロニク人間の誕生を阻止するという観点とは別の観点からの問題であつて、生殖補助医療のあり方、あるいは医療現場における患者の権利の保護といった別な観点から、この点に関しては掘り下げた議論が必要かと思ひます。

次に、町野先生にお聞きいたします。

ヒト胚を保護するのであれば、より生物学的に個体に近い胎児は、もっと大切にすべきという議論になります。民主党案では、ヒト胚を無許可で使用するなどの行為は懲役五年以下とされておりますが、現行の堕胎罪が懲役一年以下、業務上堕胎でようやく懲役五年以下の刑とされていることは整合性がとれるのかどうか。この件に関しては、さきに我が党の斎藤委員の方からも別途質問がございましたが、よろしく願ひします。

○町野参考人 かなり難しい問題だと思ひます。政府案では、ヒトクロニクをつくらうとする行為が十年まで今度引き上げられております。これは、堕胎よりもむしろ重いので、整合性がないのではないかと議論もまた出てくるように思ひます。つまり問題は、単純にヒトの生命の保護ということを超えまして、それプラスやはり生命倫理的な人の命に対する不当な挑戦と考へられる点が考慮されて刑が重くなつていふと考へられることは必ずしも大きな矛盾はないといふぐあいに思ひます。

○江田委員 次に、政府案の焦点であります、クロニク人間の作成を禁止する際にどのような方法が望ましいかについて、参考人の先生方の御意見をお聞きしたいと思ひます。

クロニク技術については、移植などの医療技術への適用など、人類の利益につながる側面もございます。このような生命科学の研究の推進と規制とをどう調和させていくか。大変重要なことだと考へております。

そこで、刑法学者である町野先生にお聞きいた

します。

民主党案では、例えばクローン胚の定義はドイツの胚保護法と同様でございますが、体細胞クローンが実現する前に制定されたドイツの規制の理念をそのまま日本に持ち込むことは、妥当と考えられますでしょうか。また問題点はありませんでしょうか。

○町野参考人 私の承知している範囲では、ドイツにおいて胚保護法ができた段階では、とにかく中絶との関係が非常に重要な問題だったということが一つあります。そのために、胎児、それ以前の段階の生命の保護が焦点になり、それにプラスいたしまして遺伝子工学の規制ということ、生命医療への応用の規制ということが問題になったというぐあいに思います。

当時におきましては、やはり科学に対する悪夢というものがかなり強うございまして、その当時としては、これはやむを得なかった考え方であつたと思います。しかし、ごらんのとおり、非常に広い規制を加えておりまして、政府案と比べてみますと、例えば受精卵同士のクローン、それも禁止するし、恐らくかなり多くのものが禁止されていて、すべて五年以下の懲役というぐあいになっております。

私は、クローン、キメラ、ハイブリッドを処罰するということであるとすれば、先ほども申し述べましたとおり、やはり生命への畏敬という点、すなわち個の尊重という観点及び人の種としてのアイデンティティーを保護するという極めて基本的なところを問題にすべきだというぐあいに思います。生命自体を保護するという観点とクローン等の個体の産生の問題とは違います。

したがって、ドイツのそれを日本に持つてくるのが妥当かということは、私は少しわかりませんが、私としてはそうすべきでないというぐあいに思っております。

○江田委員 では、さらに、この分野に関連した研究で多くの成果を出されております西川先生にお聞きいたします。

研究面におきましては、ドイツではいろいろ矛盾、混乱が生じていると聞いております。先ほども少しお話がございました。科学者の立場で、ドイツの胚保護法の概念を持ち込むことについて研究を進める上で問題点はないか、具体的にお願いたします。

○西川参考人 もちろん、ドイツの研究者は胚を使った研究はできないという意味で、制限があるという意味で問題があると思います。実際にドイツでも、この制限については意識されているのではないかと思います。

例えば、私、七、八月とドイツにおりましたけれども、ちょうどイギリスの専門家レポートが出た後、ドイツのマスコミの論調は、例えばシュビーゲル、ベルト、ほとんど新たに、ドイツは取り残されていくという論調で物を報道していました。そこで書かれていたのが、実際にドイツがそういうデイスジョンを下したかどうかわかりませんが、ES細胞は使うけれども胚保護法は残すとか、かなり矛盾のあるようなことがされようとしていました。

それから、もう一つ例を挙げさせていただきますと、これはドイツではないですが、オーストラリアのビクトリア州にもそのような法律があります。実際にオーストラリアでは、今、ヒトのES細胞を使った研究が物すごく進んでいます。これは、シンガポールでES細胞を樹立してオーストラリアで研究をしているという矛盾が起こっていることは事実です。

ですから、こういう問題はグローバルゼーションに伴う必然的な問題なのかもしれませんけれども、やはり国として全体の整合性を保つという意味では、難しい問題がいっぱい出てくるというふうに私は自身は感じています。

○江田委員 ありがとうございます。

刑事罰をかけて、ある行為を規制していくということは、我が国の法制上は相当抑制的に行っているかなければならない。特に、生命倫理のように社会の見解が必ずしも一つに集約されないという

ような問題に関しては、幅広く規制をかけて法律で一律に禁止していくという方式には問題も多いと私は思います。単に研究を阻害するというだけでではなくて、国民の価値観それから心の問題に踏み込んでいくという、時間の長くなるようなことではないかと。

そこで、町野先生、西川先生、両方にお聞きいたしますが、クローン技術規制について言えば、無精生殖によりある人の遺伝的コピーを生み出すこととすること、有精生殖によるヒト胚を分割し人為的に一卵性双生児を生み出すような行為とは、きちんと分けて考える必要があると私は思っております。

つまり、自然に存在する一卵性双生児の存在に疑問が呈せられるような規制は乱暴ではないか。また、クローン人間を生み出すこと、動物の体にヒトの要素が一部入る、これは例えばヒト由来の血液成分を産生する動物を生み出すことが、民主党にある社会的に同じ刑罰に処せられる行為とは私はとても思えません。

民主党案において、すべての人の属性を有する胚の母胎、これは動物も含みますが、それへの移植を一律に法律で十年の刑としていることについて、どう考えられるか、刑法学者並びに研究者としての御意見をそれぞれお伺いしたいと思っております。

○町野参考人 刑罰をかけて禁止することとは、人を犯罪者とするからです。それだけの実質がなければならぬというぐあいに思います。

御指摘の中の例の受精卵クローンの問題について申し上げますと、例えばおなかの中で幾つかの、最初分割して出てくるわけですが、それは、既に存在する個体のコピーではない。同一のものがたくさん出てくるということです。

それ自体は、SF小説の中にもありますとおり、それが大量に行われることになりまして、かなり問題があることは確かだろうと思えます。しかし、やはり問題なのは、現に存在する一回限りの人間

をわざわざコピーしようとする試みが問題なのでございまして、それとは質的に異なることは明らかでございます。

したがって、気持ちが悪い、あるいは生殖医療技術の乱用であるということだけで、直ちにそれを処罰するということは行き過ぎだろうと私は思いますし、ましてや、人クローン個体の産生と同等の刑罰を科すということは、私はできないだろうと思えます。

○西川参考人 大まかな点は町野参考人と同じ意見です。

ただ、もう少し科学的な面でいいますと、先ほどから述べていますように、実際に行われる可能性はある。例えば、そういう可能性があると、何かある患者さんにわかって、それをやりたい、何としてもやりたいという形で、日本でないところでやられたとしても、法律で罰せられるときには、研究やその仕組み自体が問題にされるだけではなくて、今まで一番問題になってきた実施される側のプライバシーまで、例えば警察によって調べられたりとかいういろいろな問題が出てくるので、少なくとも、余り強い法律的な縛りはかけない方が、可能性のあるものに関してはかけない方がいいんじゃないかと思っております。

○江田委員 私も、以前研究を長く続けてきましたので、研究が阻害されるような安易な刑法の設定というものに関しては十分に考える必要があるかと思っておりますので、以上のような質問をさせていただきます。

時間がなくなってきましたので、最後ですが、研究に対する規制のあり方というのがまた重要でございます。西川先生からもその説明がございました。一方では、研究者というのが、ともすれば情報の開示については学会などの仲間内で済ませてしまふ、閉じ込めてしまふというような傾向にもございます。

そこで、西川先生にお聞きいたしますが、政府案によれば、研究の届け出が必要となっておりまして、このような仕組みが導入されることによって、

研究者の取り組みは変化をしてくると思われませんが、その兆しがあるのかどうか、また、研究者が積極的に自分の研究活動を社会に示していくようにするために何が必要か、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○西川参考人 私たちの研究が社会に開かれる接点は二点あると思います。

一つは、ほとんどの研究者が政府からお金をもらう。アメリカでもその部分で規制をかけたたり、それから自由度を与えたりします。

それからもう一つは、研究を報告する。今問題になっているのが多分研究の報告なんです、基本的に、科学者というのは自分の成果を公表するために仕事をしているわけです。しかしながら、今おっしゃいましたように、仲間内での公表ということだけが中心になって、それが、もう少し社会的な意味での、先ほど言ったアゴラの中で検証されるというプロセスがないわけです。

それがもう問題になってしまおうということは、少なくとも、お金が政府から来ている、あるいはいろいろな企業から来ている。それからもう一つは、日本も参加しようとしていたんですが、例えばアメリカの高速加速器の問題がとんざしたり、それから、先ほど河野委員がおっしゃいました組み換え植物の問題。そういう問題で、すなわち仲間内の知識だけで話が終わっていたんでは結局は物事が終わらなくて、しかも研究もいつかはできなくなる。そういうことが多分徐々に研究者もわかってきているんじゃないか。

今この時期に、もう一つ研究者が積極的に自分を開示する仕組みを何とかつくりたいというのが、私自身が思っているところです。

○江田委員 ありがとうございます。

さらに研究者の自主規制を進める、強めるというのは、私も非常に必要な気がします。そういう意味で、科学者会議か専門家会議か、社会的にも広くオープンにされたそういう会議の場で、具体的に監視体制を検討して、それを作成してガイドラインとすることが必要かと思えます。

で、さらに議論を続けていっていただきたいと思っています。

時間が参りましたが、以上お聞きしてまいりました。生殖医療、ヒト胚ということについては、やはり幅広い考えが混在している、非常に重要な深い問題であるかと思えます。ただ、国民的な合意も、またこういう委員会での合意も、なかなか得られないという状況でございますが、まずはその反社会性が問題視されているクローン人間、その作成を禁止する法案を法制化するということが、もう既にヒトクローンがつくられているような状況でございますので、私は最も必要なことだと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○古賀委員長 菅原喜重郎君。

○菅原委員 自由党の菅原喜重郎でございます。

きょうは、参考人の方々の出頭に対しましては、心から敬意を表します。

まず最初に、町野参考人に御質問させていただきます。

一応きょうは、法的規制の必要性あるいは法的規制の根拠、政府案と民主党案について御意見を開陳していただきました。私は、今回のこのクローン法案を審議するに際して、こういうクローンの問題にかかわった論議だけでは不十分だ、その前にどうしても人間の基本的、倫理的、尊厳的な問題の法案と一緒に整備していかないと、いかぬなというふうに感じてきたわけですので、そういう点では、生命倫理委員会にも関係している町野参考人に特に聞きたいと思うのです。

こういう日本の今の法体系の中で、生命倫理法というものを、こういう科学の進展に合わせてもつと法体系を充実していくといえますか、正確に対応した法にどんな変えていかなきゃならぬとも私は思っているのですが、この点についての御意見をお伺いしたい、こう思います。

○町野参考人 先ほどから、生命倫理の問題についていろいろ幅広い意見があるということでございましたけれども、私は、それほど大きく違つて

いるのだろうかということは実は思っておりません。

やはり人の命は大切である、人の命の萌芽である胚もやはり大切にしなければいけない、それはすべての人が認めるところだろうと思えます。しかし、どのような方法をもって今のような政策を実現したいのか、あるいは政策を強行することが妥当なのかということについて、考え方が分かれてくるだろうというふうに思います。

そして、この問題を考えるときには、先ほど申し上げましたとおり、我が国のこれまでのやり方、それから研究者の先生方の研究の問題、それらを考慮しながら進めていかなければならないだろうと思えます。

そして、やはり日本で一番大きな問題というのは、母体保護法によりまして、かなり早い時期から事実上中絶が自由になっているという事態でございます。このことをどのように評価するかということは、やはりもう一回考えなければいけないのでございまして、ヒトの胚は生命の萌芽である、人の命の萌芽である、だからこれを保護しなければいけない、だからこれを乱用する者はすべて処罰するということだけでは、私は決着はつかない問題ではないかというふうに思います。

○菅原委員 次に、西川参考人に、また同じような質問になってきますが、お聞きしたいと思えます。

今回のクローン法を論議しております、やはり根底には、生命の萌芽、生命の始まりをどこに線をつけていくか。ここがあいまいだと、こういうクローン法、ヒト胚問題をいかに論議したって、根拠規定、法的規定をしつかりしていないとどうもこれは意見が合み合わない、このように思っております。

それで、先ほど西川参考人は線引きの問題という指摘もされましたが、そういう先生のお考えの中で、私は、今、町野参考人にも質問したように、これは生命倫理法というものと一緒に行わゆる法体系を整備して、準備していいと思いますか、日本の

法全体が時代に合ったように運営させていく、まず根拠を決めておかぬといかぬなと思っているわけです。

そういう意味で、こういう私の考えに対して、もし生命倫理法というものの新しい法改正とか提言とか、そういうことがございますなら、先生の立場での御意見を聞かせていただきたい、こう思います。

○西川参考人 僕は、生命倫理法という形で解決できるということでは考えておりません。

それで、一番今、私自身が考えていますのは、先ほどから申し上げていますように、一つのコンセンサスがとれない、極めて広い意見が混在する中で、どういう形で民主主義を守るかという仕組みをつくるのが一番大事で、それは生命倫理法ではないのではないかと。

生命のプロセスにかかわるいろいろな、例えば経済活動であるとか医療活動であるとかが問題になって、それが、あるその時代の基盤でいろいろな判断をされていくということはあるのですが、生命倫理法一括という形で考えるのは、私自身は、やはりかなり難しいのではないかと。それよりは、違つた意見をいかに民主主義にならざるというふうな仕組みを何か考えていきたいなというふうに考えています。

○菅原委員 次に、最相参考人にお聞きします。先ほどの意見陳述の中で、この法規をつくるのに対して、論議が非常に不十分なままに、いわゆる法の規制といえますか、こういう審議がなされているというようなことを陳述されました。

ここは立法院ですから、法律を時代の流れに適合して常に改廃していかねばならぬ責任を持つているのですが、しかし、法を改廃していくとき、反社会的なものが生まれてきたときに初めてそれに対応するのは遅くて、いいことのためにつくっていくというのは、どうしても遅いのです。それね、そういう意味ではお聞きするのです。それから、この問題は、やはり具体性がありま

必要性ということを強調されておりますが、このヒト胚全体の保護の必要性について、具体的に、こういうことのためにぜひこういうことをしななければならないという、ノンフィクションライターとしての最相参考人ですから、御自分が受けた何かそういう事例でもあったら教えていただきたいな、こう思います。

○最相参考人 具体的な事例といいますが、クロイン研究もES細胞研究も、ヒトの胚ではまだ認められておりませんので、日本で具体例があるというわけではないのですけれども、例えば、昨年だったかと思いますが、十一月に東京農業大学で、牛の胚に、核を抜きまして、人間の核をそこに移植するというような、文部省の指針に違反しました事件がございました。それは新聞でも非常に大きく報じられたものだと思います。

私が恐れますのは、今回のような解説するのが非常に難しい法案であった場合に、それを誤読したり、理解がなかなか行き届かなかったり、一つの言葉に対するコンセンサスが得られる、その過程をきちと得られるのかどうか、そういうことが一番気になることだと思います。

それからもう一つは、ES細胞。既にマウスの研究で具体的にいろいろなことがわかってきているわけです。もう既に、人にこうすればこうすることはできるだろうと。実際に今、たしか東京大学の医科学研究所と大阪大学だったかと思いますが、ESを研究したいという利用の申請が大学の倫理委員会に出ているはずで、もう目の前にそのような事態がありますので、慎重にも慎重を期して、今の段階では、少なくともES細胞につきましては、受精卵を起点とするわけですから、そちらへの保護をお願いしたい、そういうことでございいます。

○菅原委員 次に、御参考人にお聞きします。今回の政府案には、定義からして不明瞭な点が多いこと、また、いろいろな御意見を陳述されました。私も、今までの委員会でも閣法、衆法、双方について質問してきたのですが、閣法について、

人クローン胚等の研究に有用なものがあるので、それを規制したのではこれから人類の福祉を向上させるためにブレーキになるんじゃないか、そういうことで、有用な研究まで抑制してはならない。しかしそうはいっても、やはりどうしても規制をしなければならぬ問題も出てくるので、この線引きを政府はどう考えているのか、こういう質問もしております。

それで、御参考人は、人クローン胚等の研究に有用なものがあるということについて、これをどのように伸ばしたいのか、やはりこれも最初から規制の対象にしていかなければならないのか、この点について、遺伝子疾患の治療等もちよつと漏らされたようですので、御意見がありましたらお聞かせいただきたい、こう思います。

〔委員長退席、樺床委員長代理着席〕

○御参考人 有用性といいますが、これは理論的、生物学的に考えたら可能性があるというだけのことで、まだ雲をつかむような話で、普通は、動物実験で有用性がかなりの程度確かめられてから人への適用ということで始めようと思っております。

現段階で私が考えますのは、クローン実験は、人では行う必要はないと思います。実際に文部省のガイドラインでクローン胚の作成は禁じられておりますけれども、別に何の不都合も、だから動物実験は出ておりません。人に対して行わない、動物実験だと限定することによって、むしろやりやすくなるということはあると思うんです。

研究者というのは立派な人ばかりではありませんし、立派な人でも、やはり目の前でもかなりの有名になるようなチャンスがありましたら、かなり倫理観というのはそのときには低下いたします。たつた一人でもそういうことを破つたら、やはりこれは研究者に対しての、研究者の倫理観それから評価、信頼性というのはなくなるものです。

ですから、五年や十年禁止したって何にも今困らなくて、禁止してその間動物実験をやつて、有用性が考えられたものに関してもう一度議会で議

論していただいて、そしてこれはいいというふうにしたって、その方がかえって研究者としてはやりやすくなるんじゃないかと思ひます。

それから、遺伝子治療に関しては、あれは全くななくて、もう見直しになっていて、だから、あれも実験で完全に失敗したというものです。

○菅原委員 御参考人には、忌憚のない御意見を開陳していただきまして、どうもありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

〔樺床委員長代理退席、委員長着席〕

○古賀委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。四人の参考人の皆様、きょうは本当にお忙しい中、ありがとうございます。

私、最初に西川参考人に伺いたいと思いますが、非常に初歩的なところでまず伺っておきたいのですが、体細胞クローンなり受精卵クローンなりで人クローン個体をつくつたときに、特定のひとと一〇〇％同一の遺伝子構造を持つものとなるのか、生物学的にそう言い切れるのかどうか。あるいは、一〇〇％近く、つまり近似的に同一の遺伝子構造になり得るということなのか、この点をまず伺っておきたいと思ひます。

○西川参考人 ちよつとややこしいですが、例えばDNAに、いわゆる核の中にしまひ込まれた情報があるまま移るかとかということに関しては、もちろん一〇〇％同じものをつくるという形での理解をしております。

ただ、体細胞というのは、例えば皮膚の細胞であつたり血液の細胞であつたりして、その形が全く違うわけですね。それになるためには、膨大な染色体の一部づつが閉じられ、またあるところはあいてるような仕組みになっていくわけですね。その核を卵に戻したときに、もう一度、リプログラミングといいますが、もとに戻るといことが科学者にとっては驚きだったわけですね。

ですから、そういう意味で、実際の研究を見ますと、ドリーも含めて一〇％ぐらいの成功率しか

ない。それから、生まれてからかなり死亡率が高いという意味で、先ほどから申し上げてますように、DNAは同じなんだけれども、これは遺伝学ではエビジェネシスと呼んでいますけれども、後遺伝的な部分で違ふのではないかと、こういうことが考えられております。

それから、エビジェネシスでもう一つ重要な問題は、私たちは生まれてから要するに精神活動を始めるわけです。これが最も大きなエビジェネシスの問題で、例えば、一時マスコミが、クローンができる、例え、一時マスコミが、クローンがおつちやいましたけれども、どんなことがあつても百人のヒトラーができることはないとは断言できるぐらい、私たちの、人間の全体にとつてのエビジェネシスというもの、その重要性はありますから、生物学的にも違ひますし、それから、今言つた精神構造でも違ふというふうに私は理解しております。

○吉井委員 次に、国会でせんだつて質疑をやつたときに政府の方から示されたのは、法律上は、人クローン胚をつくつてもこれを胎内に移植するということを禁止ですから、人クローン胚をつくり、胎外で培養して胚盤胞からES細胞をつくることは法律上可能だ、もちろん基準を設けての上ですが、そういう御答弁がありました。通常は、着床開始というのは受精後六日目ぐらいからという説明がありますし、そして胎盤形成の開始から胎児として説明しているわけですが、法律のガイドラインとして今考えられているのは、凍結期間を除外して十四日以内のヒト胚の使用を認めるという考え方に立つということを答弁の中では言っております。

そうすると、胚盤胞のままで、これ以上卵割は不可能となる期間というのは大体何日ぐらいなのか、あるいは何分制までは卵割が可能となるのかというところが一つお聞きしておきたい点です。それから二つ目に、初期の胎児段階までかなり分割が進んだ、胎内でありましてそれはもう胎児ということになりませんが、培養している場合、胚盤胞

で胎外で培養すれば、ES細胞というのはどの発
展段階のものまで採取可能ということになるの
か。この二点について西川参考人に伺いたいと思
います。

○西川参考人 分割卵に関しては、人間で、
もちろん子宮に戻して最後まで確かめたという実
験はありませんからわかりませんが、培養実験等
から、四分割、うまくいっても八分割で、多分四
分割だと結論していいのではないかと考えていま
す。

それからもう一つの問題なんですが、ES細胞。
これは今の技術では、内部細胞塊と言われている
ものと生殖細胞になったもの、この二つの細胞か
ら樹立可能です。ところが、人間で、アメリカで
両方ともつくられていて、いわゆるES細胞とい
うものと生殖細胞由来のEG細胞というのがつく
られていて、外側を見た限りでもまるつきり
違う細胞です。もちろん、両者ともいろいろな細
胞に分化できるという能力が既に確認されていま
すから、今の御質問に関して、ではどこまで、ど
ういうステージまでそれが採取可能かということ
に関しては、はっきり言うところはないというの
がお答えでないではない。もし許されれば、例え
ば十四日をさらに過ぎてやる人がおれば、ひよっ
としたらできるかもしれない。多分、ネズミある
いは牛でそういう実験はされますから、そういう
実験でわかったときに、きちつとしたお答えがで
きるのではないかと考えています。

○吉井委員 次に、御参考人にお伺いしたいと
思います。

ミトコンドリア病治療についての議論がずっと
あるわけですが、ミトコンドリアといえば、細胞
質中に多数分散して存在して自己増殖する。そう
いう点では、先ほど発電所のようなものとおっ
しやった意味もなるほどなところなのですが、母
方の生殖細胞の核をとり出して別の女性の除核卵
細胞に移植する、このときに新しい核と除核卵中
のミトコンドリアの相互作用がうまくいくのかど
うかということ、相互作用の点で一つお聞きした

い。

二つ目に、操作技術の問題が一つあるかと思
うんです。つまり、除核するとき、操作のときに、
ミトコンドリアなどの流失などが全くない、細胞
のエネルギー生産にかかわる力を与えるこの発電
所の能力が低下するということはないということ
が言い切れるのかどうか。あるいは、細胞膜なり
核膜なり、ミトコンドリアとかゴルジ体とか小胞
体などが傷つくようなことはない、そこまで操作
技術はもう確立しているか見ていいのかどうか。
この二点について伺いたいと思います。

○御参考人 ミトコンドリアと核の相互作用、
ミトコンドリアの増殖それから調節。

ミトコンドリアは、ずっと細胞質遺伝というか
母系遺伝なんですけれども、生まれてから、やは
り老化がミトコンドリアの老化と関係すると言わ
れています。非常に重大な疾患に至るような遺伝
的な異常もありますけれども、結構いろいろな突然
変異も起こっているらしい。ですから、ミトコン
ドリアに関しては全然わかっていない、研究の宝
庫なんです。ですから、別の人の核を入れてと
かいうのをやりますと、本当にそれが核とミトコ
ンドリア相互作用とかを調べる実験になります。
しかもそれがミトコンドリア病の治療とかいうよ
うな大義名分がありましたら、それは飛びついて
やる人はたくさんいると思います。

ただ、それはあくまで基礎的な実験をずっと人
でやるということですので、何人もやらなくても、
先に動物でちゃんとやってから人でするってほし
い、そのように思います。

○吉井委員 この点では西川参考人にも、先ほど
ミトコンドリア病治療への応用の可能性もおっ
しやっておられましたので、同様の二点の質問。
とりわけ、ミトコンドリアについてどこまで解明
が進んでいるかという問題と、今も二つ目に質問
していましたが、操作技術について、大体もう一
〇〇%確立しているというふうになさっているの
かどうか、その辺を伺っておきたいんです。
○西川参考人 ミトコンドリアのゲノムの情報は

ほぼわかっておりますから、研究は進むと思いま
す。

相互作用とおっしゃったのは、ミトコンドリア
がふるためにはいろいろな必要な情報があるの
ですが、その情報の一部は核の中にあるんですね。
ですから、そういう意味で、核がないとミトコン
ドリアもふえられないし、もちろんミトコンドリ
アがないと細胞もふえられないという、一種の寄
生システムをつくっているというふうに考えてい
ただいていいのではないかと考えています。

次に、例えば移植したミトコンドリアがどのく
らいふるのかどうかということに関しては、今研
究がどんどん進んでいます。これは、今、御参考
生がおっしゃったように、もちろん人間ではなく
て動物で、マウスのマウスの増殖が環境でどのよ
うに進んでいるかという研究がどんどん進んで
いっている。もちろん、その延長線上で、ひよっ
としたらミトコンドリア病の治療の可能性が生ま
れてくるのではないかと。

もう一つ大事な技術的な進歩は、ミトコンドリ
アの遺伝子をマニピュレーションでできる方法が開
発されようとしています。そうしますと、ネズミ
ですが、モデル実験系ができます。そうします
と、例えばある遺伝子がなくなると脳の疾患が起
こるようなミトコンドリア疾患を、核移植で治せ
るかどうかが。こういうものは、研究人口さえあ
ればかなりのスピードで進むのではないかと私は
思っています。

○吉井委員 次に、町野参考人にお伺いしたいと
思います。
ちょっと角度を変えて、人間の尊厳とは何
かという扱いをしているかという問題ですが、
法律上の扱い、倫理上の扱い、あるいは医学、生
物理学上の扱いとしては、これは委員会等での議論
も含めてどういうふうな考え、どう扱っているか
というのを伺いたいと思います。
○町野参考人 人間の尊厳という言葉はいろいろ
使われまして、その使う人によって意味はさまざ

まであるというぐあいだと思います。

私が人間の尊厳を理由として、人間の尊厳を侵
害することを理由として、クローン等の個体の産
生を処罰することは可能だ、そうすべきだと考え
た理由というのは、先ほどありましたとおり、
クローンによって生じた個体というのは、複製元
のそれと遺伝的にも全く同じということは言えな
いし、しかも、人格が異なっているということは
これまた明らかです。その限りでは完全なコピー
はないということこれは確かです。しかしなが
ら、やはり日本国憲法下の我々の、日本国の建
前といたしまして、我々国民は一個の個人として、
かけがえない一個の固有の人格として尊重され
なければいけないということがある。そのことの
コピーをつくらうとするということは、以上のい
わば日本国憲法の基本的な精神に真っ向から挑戦
するものである。その限りでは、人格の尊厳の侵
害というのは今の意味で理解すべきである
ということでございます。

もちろん、例えばフランスの方の生命倫理委員
会の報告書にあつたように、いわば無性生殖とい
いますか、偶然ではなくて最初からセットされた
状態で一個のそれが生ずる、それが人格の尊厳に
反するというような考え方もありますが、しか
し、果たしてそう言えるだろうかということは私
は疑問でございます。

○吉井委員 実は、私がこれをお聞きしましたの
も、確かに人の尊厳というのは人によっていろ
いろとらえ方があると思うのですが、ただ、法律の
第一条の中で、「人の尊厳の保持、人の生命及び
身体の安全の確保並びに社会秩序の維持」という
ふうに規定するわけですから、やはり法律でつく
る以上、大体この法律上の定義をどうしておくか
とか、そこはやはり大事なところじゃないかと。将
来、解釈それぞれで困ってくるのじゃないかとい
うことがありまして、質問しているわけですが。
今のこととあわせて、社会秩序の維持というの
があるんですね。社会秩序の維持をどのように定
義するかということも、ある程度きちつとしてお

いた方がいいのではないか。

つまり、戦前の日本ですと、社会秩序の維持ということは、治安維持ということでもって民主主義の抑圧にまで発展してしまっているわけですから、研究者の学問研究の自由というものを尊重もし、同時に、社会秩序の維持と言われていることもやはりきちとなされていくには、もう少し内容そのものについてどういうふうな定義をしておくかということがあろうかと思うのです。この点、御専門の立場から、町野参考人にあわせて伺いたいと思います。

○町野参考人 まず、法律の中には人格の尊厳の定義がない、そういう問題でございすけれども、先ほど申しましたとおり、例えば分割胚の、それによる受精卵クローンを処罰しないということからもおわかりのとおり、先ほどのように、存在する個体としての人格、そのコピーをつくること、がやはり人格の尊厳の侵害だという考え方に立っているから、今のようにならざるを得ないと思

社会秩序の混乱についても、一般的に生殖医療、不当な生殖医療が行われるのがよくないという考え方はなくて、親子関係、家族関係、それが非常に混乱してることが当然のこととなっているわけでございます。その限りでは、確かに法律上は明確に規定されておりませんが、全体として見ると理解できるようなものになっているのかなというぐあいに思います。

○吉井委員 時間が迫ってまいりましたので、最後に、最相参考人にお伺いしたいと思います。

クローン研究について、許可制にするか届け出制にするかというのは、両案のいわば一つのポイントにもなっているかと思うのですが、学問研究の自由について、どこまで自由な発展を尊重するか、あるいはどういうルールを設けるかということもかわってくるかと思ひますので、この研究についての許可制、届け出制というものについて、御意見を伺っておきたいと思ひます。

○最相参考人 先ほど西川参考人がおっしゃる

ましたように、届け出が研究者側の自主性を重んじているという御意見には、私もそうであると大変思ひます。

しかし、今回の法案の成立過程、それから論議などを傍聴しておりました過程、それから先ほど指摘させていただいた倫理委員会のシステム、このような法案成立に至るまでのさまざまな問題点を見ておきますと、現段階ではまだ届け出制にするには時期尚早であるのではないかと、そのように思っております。

許可制となりますと、一たんは前段階として法で禁止をして、徐々に解除していくという方法であると思ひますので、現段階では、まだ許可制でなく、これまでの議論のプロセスなどを見た形、それから実験等で指針違反が起ったりしている現状では、まだまだそこまで我々側からの信頼、一般国民の信用はかち取れないのではないかと、その前提として、先ほど西川参考人もおっしゃられました、自立した第三者機関の設置というのは私も同感でございす。

○吉井委員 どうもありがとうございます。時間が参りましたので、これで質問を終わります。

○古賀委員長 北川れん子君。

○北川委員 きょうは四名の参考人の皆様、本当にありがとうございます。

初めに、御参考人の方にお伺いしたいのですが、この議論の過程では、ヒト胚、胚の方に重きを置いて論ずる面が多かったのですが、きょうの御意見の中で、核を移植する場合には未受精卵、いわゆる卵子の問題があるんだということをお伺いしまして、卵の問題については、私たちのこの委員会の中でもまだまだ取り上げられていなかった面だということで、お伺いをしていきたいのです。

体細胞クローンにしろ、受精卵クローンにしろ、どちらも核を抜くには未受精卵が必要だということと、その未受精卵自身も二十四時間しか生きないという面があるということなんですが、では、卵子を使用する場合、その卵の保護の問題、これ

は今現在どういうふうにお考えになつていらつしやいますでしょうか。

○御参考人 卵の保護ということは全く考えられていないのだと思ひます。これは、やはりヒトの組織、しかもただの組織ではなくて、後で胎児にまでなり得る組織、それをどうするかという問題ですので、これはどこかの場できちと論議していただかないと、それなりにルールをきちとやっていただかないと、過剰採卵、それから女性の体の健康被害というのが出てくると思ひます。

○北川委員 私たち自身も、ヒト胚自身もイメージできにくい、そして、それ以前の卵の問題がまだ解釈するに手前であるということが、今の委員会の中でも現状ではないかと思ひます。

先ほどいろいろ皆さんの議論の中にもあった、十二日の厚生省の専門委で、第三者の卵をとつてもいいと。だから、卵を採取できる範囲を広げたという面も含めて、いま一度やはり卵というものの対して、これは凍結できないものだから、女性の体にかかる負担ともども考えないと、この法案の中に何か盛り込むということがいいのか、何らかの形でほかの法案で規制をする方がいいとお考えになるのか。御参考人のお考えを一度お伺いしたいのです。

○御参考人 難しい御質問で、私にも余りよくわからないのですけれども、ただ、そういう観点からの議論がどこでもされていないというのは確かだと思ひます。

ですから、先ほど生命倫理法とかそういうことが話題になつておりましたけれども、まず、クローン技術、それからヒト胚操作の技術、それから生殖補助医療技術、その周辺に關して一度問題点を洗い出して、何が検討されていないのかというのを議論してからだつたらば、こういう法律が要るのではないかと。まず、そういう議論の場自体がないのです。ですから、早急にこのクローン法案の中にそれを入れたら済むという問題ではないと思ひます。

○北川委員 議論の時間がかなり不足していると

いうことを御指摘いただいたと思うのです。そうしましたら、きょうは、クローンの定義についても具体的にお答えいただきまして、過去、農水省や科学技術庁、そしてまた厚生省などが使っていたクローンもしくはクローン技術の定義を逸脱した形といひますが、同一のものではない定義を使うということに關して、修正が必要だといひうふうにお答えいただいたのですが、では具体的にどのような修正ができるかということをお伺い参考人、もし御意見があればお伝えいただけますか。

○御参考人 率直に申し上げまして、この政府法案のクローンの定義、クローン技術の定義というのは、体細胞クローンだけをクローンとして、そして体細胞クローン個体の生成だけを禁止する、そういう目的に沿つてつくられたような定義であるといひうふうには感じられます。科学的ではない、別の意図でつくられたような定義であるといひうふうには思ひます。

クローンの定義は、科学技術庁のホームページでも、農林水産省でも、それから文部省でも、しかもほかの国でも大体全部一定でして、クローンは遺伝的に同一のものの細胞の集まりなり個体、クローン技術といひうふうのものをつくる技術である。そして、哺乳類、実験動物とか家畜のクローン技術においては、核移植技術といひうのがクローン技術に当たると。

そのようにして書きかえて、そうしますと、政府法案のそれぞれの胚の名前のつけ方自体も、変えなければいけないといひうふうになると思ひます。ぱつと見ただけでも、定義の八、九のヒト胚核移植胚、これはヒト胚由来の核移植クローンです。ヒト胚核移植クローン。それから十は、ヒト体細胞由来核移植クローンとか、そういうふうになる。

何しろ一般の国民といひうのは、クローンが禁止されている、そうすると、ここに出てくる定義としてはクローンといひうのはヒト体細胞クローンだけを定義してあるけれども、ではすべてのクロー

ンが禁止されているんじゃないだろうか、ほとんどの方がそう思っておられました。そして、実際はクローンというのはこれだけあって、それは禁止対象にはなっていないと聞くと、だまされたというふうにはとんだの方がおっしゃいます。それは一番国民の信頼を裏切る行為ですので、できれば科学的にきちっとしたクローンの定義に戻して、そうしてその上で、この体細胞クローンだけを禁止するとか、そういうふうな理屈があるのならば、それをきちっと議論した上でそれを書いて、そして法案に反映していただきたい。それがやはり誠実なやり方であろうと思われまふ。

○北川委員 土台自身がぐらついていて、ということとを御指摘いただいたと思うんですが、では最相参考人の方にお伺いしたいと思っています。

きょうの十五分の中で、すべて三百六十度、棚上げしてしまつた部分のことを御説明いただいて、すぐわかりやすかつたんですが、最後に最相参考人は、でもやはり今、禁止法案をつくつた方がよいという立場で御意見をまとめられたように私は受け取つたんです。すべて棚上げした部分を引いてさへも、今この禁止法案をつくつた方がいいとする、一番の理由は何であるかということをお話しいただけますでしょうか。

○最相参考人 実はそこが一番難しい問題で、私も大変悩みました。クローンを禁止してはいけない理由は何かということを見つける方が、やはり難しいんです。

それで、私は、九八年にロスリン研究所のイアン・ウィルムットが来日しましたときに二日間にわたってインタビューさせていただいたんですが、そのときにウィルムットがおっしゃったことは、この技術が我々研究者だけではなく大変な世界的な問題になることはわかっているから、どうかみんなで考えてほしい。特に人間のクローンに對しては私は反対している、そういうことを言うためにこうやって世界を回っている。説明責任ですね。非常にそれは感銘を受けたことです。科学者みずからがそうやって説明に世界じゅうを

回っているという努力をされたことに、私は非常に感銘を受けて、この取材を今まで続けてきたわけですね。

結果的に出てきた法案に對しては、私は政府案には大変疑問を感じておりますし、前国会の段階にもその意見を新聞で書かせていただきましたが、今提出されているままではやはり認めることはできない。それは、一番大きな問題は、将来的な生殖医療全体を包括する規制への道筋が一切開かれていない、この点はぜひ含めていただきたいということ。それから、見直しの期間が五年というのはいくらも今の状況を全然わかつてなさ過ぎるということで、五年以内といつたらあしたもあるんだみたいな話がありました、そういう詭弁ではなくて、毎年必ずその場所を設けて、こうした国会の場で話し合えるような、非常に真摯に向き合っていたいただきたい。

そういうことを約束いただけるのであれば、修正を加えた上で、ヒト胚の保護全体への規制へ向かう過程であるという条件つきで、現在クローン人間を禁止することに対しては私は、反対意見というのを現在の社会状況では述べることは難しいという結論に至っています。

○北川委員 私たち委員の苦悩もあわせて表現していただいて、本当にありがとうございました。ただ、最相参考人がおっしゃる通りに、今の過程の中から戻って、もう一度そのヒト胚保護法云々、生命倫理の方の問題に行き着くというふうには、私が一人の委員としてこの委員会に参加している中でも、そういう合意を得ていないというのが前提であるというふうに私自身は思っています。

ですから、どちらかというと、この法案に人の尊厳という言葉が盛り込まれながら逆に五年、三年という見直し規定をするというところに、私自身は、尊厳を持ち込むならば、それはすべて、多くの二十一世紀へ向かう人類が、日本が決めたことというところで、見直し規定など要らないようなものをつくって、ES細胞、生殖細胞、そしてク

ローンという技術の進化の度合いと法案とは、やはり分けながらリンクさせていく部分が必要だろうというふうには私は思うんですが、ヒト胚保護法にさかのぼるということがもし無理であるとするならば、最相参考人の御意見というのはいかがになるのでしょうか。

○最相参考人 ヒト胚保護法にさかのぼるのが無理というのはちよつと意味がわからないんですが、結局見直し規定などを入れずにもう一度戻って最初から構築し直す方がいいのではないかと思います。御意見ですね。私もそれがベストだと思います。それができるのなら、そうしていただきたいです。

○北川委員 どうもありがとうございます。そこが本当に難しい、出てきた法案に對して難しいのがそこであらうと思います。

では次に、西川参考人にお伺いしたいのです。先ほどの御意見の中にもいろいろあつたんですが、理化学研究所の発生・再生科学総合研究センターの中で、西川参考人は幹細胞研究、いわゆるES細胞の研究についてプロジェクトのリーダーでいらつしやるということが、お名前とともに写真が載っているんですが、きょうお伺いしていただき、民主主義という言葉がよく出てきたんです。ずっとそれを聞いていて、私自身は、民主主義という言葉よりも、資本主義という言葉に置きかえてお話を伺うとわかりやすかつた面があるんですが、その点に對していかがでしょうか。

○西川参考人 今モダン社会は、基本的には民主主義と資本主義で成り立っているわけですね。民主主義というのは、個人個人の質を問うわけですが、資本主義というのは量を問うわけですね。実際に、一見したところ、極めて矛盾する仕組みが私たちの社会を支えていることは事実なんです。

ですから、私の発言も、要するにモダン社会の一つのプレゼンテーションであるということはいえ、資本主義ともとれるし、それから先ほど質問にあつた、例えばコモディシャリズムの問題に

しても、今の社会を基本的には民主主義と資本主義、資本主義というちよつと難しい問題があるんですが、そういうふうには、お金という量化するシステムで考える、この二つの仕組みで考える場合には、そうなる。もちろん、その調整役として、多分社会民主主義なんかが機能するのかもしれないですね。

ですから、個人的な発言について、そういう形でどちらであるというふうにとられるのは、極めて心外であるというふうには言わざるを得ないので、

○北川委員 極めて心外であるというお言葉があつたのですが、事ほどさように、今回、この法案での定義の問題からして、言葉がいまいで始まつているということも含めてお許しをいただきたいと思っています。

私が使った資本主義という言葉の中には、多くの人があいまいに理解している資本主義、多くの人があいまいに理解している民主主義の問題があつたのですから、取り上げさせていただいたわけですね。

現実には、参考人のお話に出てきた問題の中で、卵の提供にしろ胚の提供にしろ、無償ということになります。政府から多くの補助金が出る研究であるということもお話しになりました。先日の委員会でも出たのですが、そういうものに対しての特許の問題、そして、薬品等々に使われる場合、商業化へ行く場合の利益還元の問題についての御意見を伺いたいのです。

もう一つは、提供について情報開示、個人情報の開示との関連が難かつたというふうにお伺いしていただき、けれども、このガイドラインは、第三者を利用するということですので、個人情報にはくつてい出ない。とめるということ、プロテクトするというのがうたわれているということ、よく理解しているのですが、その場合、有用として認められた薬品にある段階でかなりの問題点が見つかった場合、個人情報情報をブロックした場合とのデメリット、メリット。今、少ない時間なんです、

お答えできる範囲でお話をお伺いしたいのです。
○西川参考人 後の方の質問からですが、デメリットがあつても、現在は個人情報をつけない。使
う側からいえば、特に医療で使う側からいえば、
実際にはとつてくるといういろいろな問題もあり
ますけれども、今度は使うという問題があるわけ
ですね。例えばパーキンソンの患者さんが、この
細胞を使われて、ひよつとしたらこの細胞はがん
になる細胞かもしれない。そういう意味でいうと、
明らかに情報がある方がいいのです。しかし、現
在のところは、情報に関しては完全にシャットオ
フしよう、それで実際に、臨床応用をシャットし
た形でやつていこうというのが議論でした。

お金の問題に関しても、基本的には、まず利潤
をほとんど生まない形でスタートしよう。しかし、
先ほどから言いますように、それが定着したり、
例えば実際の薬の開発に使われるようなシチュ
エーションになったときに、当然開示をします。
開示してきたものに関して、もう一度議論する
という形に多分なるのではないか。ですから、初め
から利潤を生まない形で何かが行われていいとは
もちろん僕は思いません。ただし、今は慎重にや
ろうと。

ですから、そこはつきり言う、先ほどから
の民主主義の定義で言いますと、私たちがどうい
う形で物事を開示したときに他人の懸念に関して
ある程度こたえたことになるかという、こたえ方
の問題を今気にしているわけですね。ですから、
かなり慎重にこたえるというこたえ方をします。
しかし、そのこたえ方がずっと続くかどうかとい
うのは、資本社会との関係でつくり上げていけば
いいと僕は思っています。(北川委員「特許の問
題」と呼ぶ)

特許の問題も、そういうことですから同じこと
です。

○北川委員 時間が来たのですが、最後にもう一
つだけ。

そうしますと西川参考人、どうしてもそこが、
資本主義での線引きですね。だから、幾ばくかの

人がデメリットを受けても、メリットの人間が多
ければ、デメリットの人たち、ごめんなさい、許
してねという社会が、資本主義の多くの場面で見
られますね、ちよつと我慢してと。そこに行き着
くのではないかと思うのですが、いかがでしょう
か。

○西川参考人 デメリットというのは、卵のドナ
ーのことをおっしゃっているのだとすると、これ
は……

○古賀委員長 ちよつと説明をお願いします。

○北川委員 済みません、卵のドナーではなくて、
もしそれを薬品や再生医療といいますか、オー
ダーメイドの自分の臓器移植に使つたものとして
の、そういう意味で使つた側の。

○西川参考人 わかりました。

おっしゃるとおりで、もう一つ日本の医療に欠
けている仕組みが、実験治療という概念だと思
います。もちろん、社会的な問題、例えばアメリカ
では健康保険、いわゆる社会健康保険が完備して
いないとかいろいろ問題があつて、いわゆる実
験治療のあり方というのは国によつてまちまちで
す。

それから、こういうことを言つたら問題がある
のかもしれませんが、例えば、十五年ぐらい前に
ドイツでガンツウンテンという極めてセンセー
ショナルな本が出て、そこではトルコ人に化けた
ジャーナリストが、要するにどうやって薬が開発
されているかという現場をレポートしているわけ
ですね。ですから、例えばガストアルバイターが
いるところでは、また違う形が行われる。ただし、
日本に関しては、大衆医療と実験医療が全く区別
されずにあるんですね。

ですから、もう一つ、これからの大事な改革の
ポイント、インフォームド・コンセントのもと
でリスクをしようという形での実験医療の仕組み
をつくつて、しかしそれは大衆医療とは違う、で
すから厚生省も違う形でそこに参加していくとい
うシステムが絶対に必要だと思つています。

○北川委員 本当にどうもありがとうございます。

た。
○古賀委員長 以上で参考人に対する質疑は終了
いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。
きょうは、大変お忙しい中、当委員会にお越し
を賜りまして、ありがとうございました。大変貴
重な御意見を賜りましたことに、委員会を代表し
まして、心から御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

平成十二年十二月七日印刷

平成十二年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局